

令和6年度版 保育所等利用のしおり

【利用申込受付期間（認可保育所・保育ママ・幼保連携型認定こども園（2・3号））】

1 令和6年4月1日からの利用を希望する方

	受付期間
一次選考	令和5年11月1日(水)～令和5年12月11日(月)必着
二次選考	令和5年12月12日(火)～令和6年2月15日(木)必着

就労証明書等の添付書類も申請と同時に提出してください。
ただし、一次選考は、転入証明書類（不動産の売買契約書の写し等）のみ、**1月10日（必着）**まで受け付けます。

- ★ 受付時間：午前8時30分から午後5時まで（郵送受付も可能です。）
- ★ 土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、受付できません。休日開庁日も受付できません。
- ★ 令和6年4月1日までに産予定の方も、お申込みが可能です。（詳細は、P11参照）
- ★ お申込みは、年度内有効です。（毎月の申請は、不要です。ただし、変更がある場合は、申込内容変更申請書等の提出が必要です。）

一次選考結果

選考結果（利用不可）発送日：**令和6年2月2日（予定）** 選考結果（利用可）発送日：**令和6年2月8日（予定）**

二次選考結果

選考結果（利用不可）発送日：**令和6年3月4日（予定）** 選考結果（利用可）発送日：**令和6年3月8日（予定）**

※結果通知の到達をもつての回答となりますので、選考結果について電話でのお答えはできません。

2 令和6年5月1日以降の利用を希望する方

下記の申込受付期限までにお申込みください。（原則各受付期限の1か月前から受付を開始します。）

- 利用内定：原則会議日に電話連絡 ●利用不可：会議月の月末に通知を郵送（年度の初回申込月のみ送付）
- 初回通知後に利用不可の通知が必要な場合：通知が必要な利用開始日の選考会議月の月末頃に「結果通知（利用不可）発行願い」（市ホームページからダウンロード可）により申請

※下記利用申込受付期限が祝日となった場合は、翌営業日が期限となります。

利用開始日	利用申込受付期限 ◆必着	利用選考会議（予定）
5月1日	令和6年4月8日(月)	令和6年4月16日(火)
6月1日	令和6年5月7日(火)	令和6年5月15日(水)
7月1日	令和6年6月6日(木)	令和6年6月14日(金)
8月1日	令和6年7月8日(月)	令和6年7月17日(水)
9月1日	令和6年8月6日(火)	令和6年8月15日(木)
10月1日	令和6年9月6日(金)	令和6年9月17日(火)
11月1日	令和6年10月7日(月)	令和6年10月16日(水)
12月1日	令和6年11月6日(水)	令和6年11月14日(木)
1月1日	令和6年12月6日(金)	令和6年12月16日(月)
2月1日	令和7年1月6日(月)	令和7年1月14日(火)
3月1日	令和7年1月6日(月)	令和7年2月10日(月)

●申請書等送付先●

〒206-8601

稲城市東長沼 2111

稲城市役所子ども福祉部子育て支援課 保育・幼稚園係

電話：042-378-2111（内線 233・234）

令和5年11月発行

※このしおりの内容に修正・変更が生じた場合は、市ホームページでお知らせします。

目次

I 保育所等利用に係る制度について	1
1 受入対象となる児童の生年月日	1
2 市内の保育施設の種類及び利用申込先	1
3 認可施設利用のための保育の必要性の認定（子どものための教育・保育給付認定）について	2
4 子どものための教育・保育認定における保育認定（2・3号）対象施設の利用について	2
II 認可保育所・家庭的保育事業（保育ママ）・幼保連携型認定こども園（保育認定）の利用申込み	4
1 子どものための教育・保育給付認定及び利用の申請から決定までの流れ	4
2 申込みに関する重要事項	5
3 保育所等の利用における基準指数表	6
4 申込みに必要な提出書類	9
5 0歳児の申込み開始日について	11
III 利用開始後に必要な手続き	12
1 家庭状況の変更と必要な届出	12
2 子どものための教育・保育給付認定現況調査について	13
3 保育所等の利用に関する重要事項	13
IV 保育料（利用者負担額）について	14
V 各施設の概要等	16
1 認可保育所	16
2 家庭的保育事業（保育ママ）	19
3 認定こども園	21
4 幼稚園	24
5 東京都認証保育所（認可外保育施設）	25
6 企業主導型保育事業（認可外保育施設）	25
VI その他の保育事業	26
1 一時預かり事業	26
2 休日保育事業	26
3 年末保育事業	27
4 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	27
5 病児保育事業	28
VII 幼児教育・保育の無償化及び幼稚園、認可外保育施設の補助金	29
1 幼児教育・保育の無償化（国制度）について	29
2 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	31
3 稲城市認可外保育事業利用者利用料補助金	31
VIII 子ども家庭支援センター・あそびの広場向陽台	32
1 子どもと子育て家庭の総合相談事業	32
2 子どもショートステイ事業	32
3 育児支援ヘルパー事業	32
4 あそびの広場事業（地域子育て支援拠点事業）	33
5 利用者支援事業	33
6 子育てサポーター事業	33
IX よくある質問	34

I 保育所等利用に係る制度について

1 受入対象となる児童の生年月日

クラス	児童生年月日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
0歳児	令和5年4月2日～（各施設によって異なる。※）

※0歳児の申込み開始日については、P11をご確認ください。

2 市内の保育施設の種類及び利用申込先

施設種別	受入年齢 (令和6年4月1日時点)	市内施設数	利用申込先
認可保育所	0～5歳児（就学前）	19園（P17・18） （分園も1園としてカウント）	市役所
家庭的保育事業 （保育ママ）	0～2歳児	3事業者（P20）	市役所
幼保連携型 認定こども園	0～5歳児（就学前） （保育所機能部分）	1園（P18・21） （サザンヒルズこども園）	市役所 （保育所機能部分）
	3～5歳児（就学前） （幼稚園機能部分）		園を通して市役所 （幼稚園機能部分）
幼稚園型 認定こども園	0～5歳児（就学前）	2園（P21） （子どもの森・青葉幼稚園）	園を通して市役所
幼稚園	3～5歳児（就学前）	7園（P24） （うち幼稚園型認定こども園2園）	園
東京都認証保育所	0～5歳児（就学前）	3園（P25）	園
企業主導型保育事業	0～5歳児（就学前）	2園（P25）	園

※施設数は、本しおり発行時点の予定です。

※各施設の詳細は、掲載ページをご確認ください。

3 認可施設利用のための保育の必要性の認定（子どものための教育・保育給付認定）について

子ども・子育て支援の新制度が平成27年4月から始まり、認可保育所は全て新制度に移行しました。これにより、新制度に移行している施設を利用する場合は、お子さんの年齢や保護者の就労状況等に応じて、子どものための教育・保育給付認定を受ける必要があります。稲城市では、保育所等利用申込書と子どものための教育・保育認定申請書は兼用となっています。

認定対象	認定区分		利用できる主な施設
満3歳以上の児童で、幼稚園（新制度）・認定こども園（幼稚園機能部分）の利用を希望する場合	1号認定	教育認定	・幼稚園（新制度） ・認定こども園（幼稚園機能部分）
満3歳以上の児童で、保護者の就労等によりお子さんの保育を希望する場合	2号認定	保育認定	・認可保育所 ・認定こども園（保育所機能部分） ・企業主導型保育事業（地域枠）
満3歳未満の児童で、保護者の就労等によりお子さんの保育を希望する場合	3号認定	保育認定	・認可保育所 ・認定こども園（保育所機能部分） ・家庭的保育事業（保育ママ）等の地域型保育事業 ・企業主導型保育事業（地域枠）

※新制度に移行していない幼稚園を利用する場合は、上記認定の必要はありません。

市内で新制度に移行していない幼稚園（現行制度幼稚園）

コマクサ幼稚園・こまざわ幼稚園・はなぶさ幼稚園・平尾わかば幼稚園・梨花幼稚園

※東京都認証保育所等の認可外保育施設（企業主導型保育事業（地域枠）を除く。）を利用する場合は、上記認定の必要はありません。

4 子どものための教育・保育認定における保育認定（2・3号）対象施設の利用について

保育の目的

保育所等は、保護者が就労、介護等で児童を保育できない場合に、児童（0歳児から5歳児までの乳幼児）を、日々一定の時間、家庭の保護者に代わって保育するところです。

したがって、保育所等は、幼児教育を目的とする幼稚園とは異なり、小学校入学準備としての「しつけ」や集団生活に「慣れさせるため」というような理由では利用できません。

【注意】 次の場合は、保育所等の利用申込みはできません。

- ・ 幼児教育や集団生活に慣れさせることだけが目的である場合
 - ・ 利用希望月内に、当該児童にかかる育児休業等からの復職を予定しない場合
- ※利用後に当該児童の育休を取得する場合は、その児童は退所となります。

子どものための教育・保育認定における保育認定の要件・保育期間・利用時間区分

保育認定の対象となる児童は、保護者が下記の理由により日常において保育ができない状況にあり、集団保育が可能であるお子さんです。

※いずれの要件にも該当しなくなった場合は、退所となります。

要件	保育期間	利用時間区分
就労 (就労内定を含む。)	小学校就学前までの期間 ※「就労」要件の最低基準は、 週3日以上かつ週12時間以上 です。この基準を下回る場合は、「求職活動」要件として扱います。 ※育児休業から復職する目的で申込みをし、入所内定した場合は、 入所月中に復職することが必須 となります。育児休業を継続し、復職しない場合は、入所することはできません。	保育標準時間 保育短時間
妊娠・出産 (産休を含む。)	出産月及びその前後2か月(最長5か月) ※「妊娠・出産」要件で利用した場合は、「妊娠・出産」要件の期限日をもって退所となります。	
育休 (在園児のための認定) ※在園していない児童には、育休認定はできません。	育児休業を取得している期間 ※在園児の下の子の育休を取る場合に限り、当該在園児について認定します。在園していない児童の育休認定はできません。 ※既に保育園を利用している児童本人の育休を取得する場合は、育休対象児童本人は保育認定できないため、退所となります。	保育短時間 ※育休中に就労する方は保育標準時間にすることができます。(ただし、育休中に就労していることを確認できる就労証明書の提出が必要です。)
疾病・障害	小学校就学前までの期間 ※疾病の状況により異なる場合があります。	保育標準時間 保育短時間
看護・介護	看護・介護が必要と認められる期間 ※「看護・介護」要件の最低基準は、 週3日以上かつ週12時間以上 です。この基準を下回る場合は、「求職活動」要件として扱います。	
就学	在学施設を卒業するまでの期間 ※「就学」要件の最低基準は、 週3日以上かつ週12時間以上 です。この基準を下回る場合は、「求職活動」要件として扱います。	
求職活動	3か月間 ※期間内に就労を開始できない場合は、退所となります。	
災害復旧	災害の復旧が完了すると見込まれるまでの期間	
その他特別な支援が必要と認められる場合	必要と認められる期間	

利用時間区分

保育の利用時間区分は、保育標準時間(最大11時間)と保育短時間(最大8時間)の2区分に分けられます。なお、実際の日々の保育時間は、施設と保護者との間で保護者の希望を優先して決定します。

区分	利用時間枠
保育短時間	1日最大8時間(原則午前8時30分～午後4時30分) ※この時間を超えての利用は、別途延長保育料が発生します。 ※認定こども園の利用時間帯は、園にお問い合わせください。
保育標準時間	1日最大11時間(原則午前7時～午後6時) ※この時間を超えての利用は、別途延長保育料が発生します。 ※保育ママ、認定こども園は、開所時間での利用となります。

Ⅱ 認可保育所・家庭的保育事業（保育ママ）・幼保連携型認定こども園（保育認定）の利用申込み

※認定こども園（1号）、幼稚園、認証保育所、企業主導型保育事業・幼稚園型認定こども園（2・3号）の申込方法については、P21以降を参照し、不明点は各施設に直接お問い合わせください。

1 子どものための教育・保育給付認定及び利用の申請から決定までの流れ

申込み

- ◎提出書類 P9～11に記載の提出書類を提出してください。
- ◎受付期間 本しおりの表紙をご確認ください。
- ◎受付場所 市役所子育て支援課
※郵送可
※郵送の場合は、提出された書類の内容のみをもって選考しますので、書類の記入漏れ・不足の無いようお願いします。
- ◎障害のある児童や医療行為が必要な児童は、申込前に利用希望園にご相談いただくことをお勧めします。また、医療行為が必要な児童は、申込みの際に別途書類の提出が必要ですので、子育て支援課へお問い合わせください。

選考会議

指数の高い児童から内定者を決定します。
※指数については、P6～8参照
※先着順ではありません。

(例)

Aさん 指数40点 第1希望●園 第2希望★園
Bさん 指数36点 第1希望●園 第2希望★園
Cさん 指数32点 第1希望★園 第2希望●園

★園と●園の施設に1ずつ空きがある場合

●園…1番指数の高いAさんが内定します。

★園には、指数の高いBさんと、★園を第1希望にしているCさん、どちらが内定になるのか？

★園…次に指数の高いBさんが内定します。

内定

- ・4月一次選考：2月上旬頃に通知
 - ・4月二次選考：3月上旬頃に通知
 - ・5月以降の入所：各月の選考会議日以降に電話連絡
- ※通知前の選考結果についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。

利用不可

- ・4月一次選考：2月上旬頃に通知
 - ・4月二次選考：3月上旬頃に通知
 - ・5月以降の利用：各月選考会議後の月末に通知
- ※利用不可の通知は、年度の初回申込月のみ郵送します。

面談・健康診断

内定施設から、面談の連絡があります。
保育ママの場合、条件を確認した上で保育ママと契約を結び、利用決定となります。
※面談・健康診断の結果によっては、内定が取消しになることがあります。

待機

利用不可となった場合は、待機となります。年度途中で施設に空きが出た場合は、毎月の選考会議で内定者を決定します。
●以下の場合は、追加の手続きが必要です。
・希望園の追加・削除を希望する場合
・就労内容や家庭状況に変更があった場合
・申込の取下げを行う場合（入所希望がなくなった場合は、申込みを取り下げてください。）

利用決定

お子さんが保育所に慣れるために、10日ほど「ならし保育」を行います（原則）。その期間はお迎えが早くなる場合がありますので、ご注意ください。
※ならし保育期間・時間については、お子さんの状況と保護者の意向に沿って保護者と施設で決定します。また、ならし保育を入所前月にはできません。

待機中は、認定こども園、幼稚園、認証保育所、企業主導型保育事業、ファミリー・サポート・センターの利用もご検討ください。いずれも無償化の対象です。

令和6年度対象の利用申込みは、令和6年度中の選考会議分のみ有効です。次年度以降も申込みを希望する場合は、再度申込みが必要です。

2 申込みに関する重要事項

保育所等申込みに関する重要事項です。ご了承の上で、お申込みください。

No.	項目内容
1	申込みは、申込対象年度内有効です。 申込みの意思がなくなった場合は、速やかに申込取下届を提出してください。
2	利用不可となった場合は、「子どものための教育・保育給付 利用調整結果通知書（利用不可）」を初回申込月のみ送付します。利用希望開始月の翌月以降の選考結果については、内定となった場合のみ連絡します。初回通知後に利用不可の通知が必要な場合は、別途発行申請をする必要があります。
3	4月入所以外の利用調整結果については、内定となった場合に電話にてご連絡します。 2日以上ご連絡がつかない場合は、次の方に内定を出す場合があります。
4	申請内容が事実と異なる場合・利用開始希望月の初日の状況と異なる場合は、内定取消し又は退所となります。
5	ご家庭及び就労の状況について、実態確認のため、ご家庭や職場への電話や訪問にて調査する場合があります。
6	選考会議では、申込受付期限までに提出された書類によって選考します。締切後に提出された書類は、次回の選考会議での選考対象となります。
7	提出された書類は、返却しません。必要な書類は、写しを取っておいてください。
8	提出書類に不備又は不足があった場合は、指数の減点又は一番低い指数となる場合があります。
9	申請後、家庭状況、就労状況等が変わった場合は、至急ご連絡の上、変更の届出をしてください。ご連絡がなく内定後にその事実が判明した場合は、内定取消し又は退所となります。
10	希望施設は通える範囲で、通いたい順番に書いてください。選考は、 <u>指数順に内定者を決定するため、希望施設の順位や希望施設の数</u> は、 <u>選考において影響ありません。</u>
11	【育児休業から復帰予定で申込みした方】 施設の利用開始月の末日までに職場へ復帰できない場合は、内定取消し又は退所となります。 指定する期日までに復職証明書が提出できない場合は、退所となります。
12	【就労内定の方】 施設の利用開始月中に就労開始できない場合又は内定の内容と異なる就労となる場合は、内定取消し又は退所となります。 指定する期日までに就労証明書が提出できない場合は、退所となります。
13	【転入予定で申込みの方】 利用開始月の1日までに稲城市に転入及び子育て支援課に転入の届出（詳細は、P10をご確認ください。）をしてください。できない場合は、内定取消しとなります。
14	「就労」「看護・介護」「就学」要件の最低基準は、週3日以上かつ週12時間以上です。最低基準に満たない場合は、保育を必要とする要件を満たさないため保育所等の利用はできません。
15	「求職活動」要件で利用開始した場合において、利用開始月を含む3か月以内に就労開始できないときは、退所となります。
16	「妊娠・出産」要件で利用開始した場合は、出産月の翌々月末で退所となります。認定を変更して利用を延長することはできません。
17	【希望利用時間区分を保育短時間にした方】 午前8時30分～午後4時30分以外の時間帯で利用する場合は、延長保育料がかかります。（施設種別により時間帯が異なる場合があります。）
18	【保育ママを申し込む方】 食物アレルギーを保有するお子さん、熱性けいれんの経験があるお子さんは、申し込むことができません。その他、認可保育所とは異なる点がありますので、保育所等利用のしおりでご確認ください。面接・健康診断終了後、直接保育ママとご契約いただき、利用開始となります。
19	障害をお持ちの場合は、集団保育が可能で、利用施設にて受入れが可能と判断された場合に利用することができます。入所選考の結果、内定が出た場合でも、面談等の結果お子さんの状況によっては利用できなくなる場合もありますので、事前に希望施設に利用可能かご相談の上、お申込みいただくことをお勧めします。
20	医療行為が必要な場合は、事前に子育て支援課へお問い合わせください。利用申請前に、主治医に集団保育が可能であるか等を確認していただく必要があります。申請書提出後、市において、集団保育が可能と認められるか、検討を行います。受入可能と認められた場合は、その後、利用選考に移ります。このため、利用希望月の選考に間に合わないことがあります。
21	利用内定後、申込書の表紙及び児童の健康状況のページ部分を内定施設に提供します。また、利用開始後に施設から情報照会があった場合は、提出された書類の内容について施設に情報提供する場合があります。
22	保育料を滞納している場合は、指数の減点の対象となるため、入所の優先順位が下がります。また、滞納状況を保育所等にお知らせすることがあります。

3 保育所等の利用における基準指数表

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用についての調整に関する規則別表第1

※指数は、適切な調整のために変更となる場合があります。

保護者の状況（同居の家族その他の者が児童の保育を必要とする場合）					
番号	類型	基準指数	項目		
1	居宅外就労（外勤）・居宅外自営（中心者等）	40	週40時間以上の就労常態		
		36	週35時間以上40時間未満の就労常態		
		34	週30時間以上35時間未満の就労常態		
		32	週25時間以上30時間未満の就労常態		
		29	週20時間以上25時間未満の就労常態		
		26	週17時間以上20時間未満の就労常態		
		23	週14時間以上17時間未満の就労常態		
		20	週12時間以上14時間未満の就労常態		
		居宅外自営（協力者）	38	週40時間以上の就労常態	
			34	週35時間以上40時間未満の就労常態	
	32		週30時間以上35時間未満の就労常態		
	30		週25時間以上30時間未満の就労常態		
	27		週20時間以上25時間未満の就労常態		
	24		週17時間以上20時間未満の就労常態		
	21		週14時間以上17時間未満の就労常態		
	19		週12時間以上14時間未満の就労常態		
	2		居宅内就労・居宅内自営（中心者等）	36	週40時間以上の就労常態
				32	週35時間以上40時間未満の就労常態
		30		週30時間以上35時間未満の就労常態	
		28		週25時間以上30時間未満の就労常態	
25		週20時間以上25時間未満の就労常態			
居宅内自営（協力者）		22	週17時間以上20時間未満の就労常態		
		18	週12時間以上17時間未満の就労常態		
		34	週40時間以上の就労常態		
		30	週35時間以上40時間未満の就労常態		
		28	週30時間以上35時間未満の就労常態		
3	求職活動中	26	週25時間以上30時間未満の就労常態		
		23	週20時間以上25時間未満の就労常態		
		20	週17時間以上20時間未満の就労常態		
		17	週12時間以上17時間未満の就労常態		
		10	就労を必要とし、現在求職活動中		
4	出産	40	出産する場合（出産月並びに当該出産月の前月、前々月、翌月及び翌々月の間とする。）		
		40	利用開始希望日から1か月以上の入院が見込まれる場合		
5	長期入院	40	利用開始希望日から1か月以上の入院が見込まれる場合		
		40	常時病臥（疾病のため、1日の大半を病床で過ごしていることをいう。）		
	居宅内疾病	40	重度の精神性疾患、感染症及び難病（国及び東京都が指定する特殊疾病に限る。）		
		28	一般療養（上記疾病以外で、医師から安静を指示されていることをいう。）		
		心身障害者	40	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度から3度まで又は精神障害者保健福祉手帳1級・2級に該当する者	
			32	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度又は精神障害者保健福祉手帳3級に該当する者	
6	看護・介護	24	身体障害者手帳4級に該当する者		
		30	週3日以上かつ週12時間以上の親族の付添い看護、介護等を病院、親族の家等において必要とする場合		
7	災害	38	児童の同居家族に長期の病人等があり、その者が要介護4・5、身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度又は精神障害者保健福祉手帳1級・2級のいずれかに該当し、週3日以上かつ週12時間以上の看護又は介護が必要である場合		
		30	児童の同居家族に長期の病人等があり、その者が要介護1から3まで、身体障害者手帳3級、愛の手帳3度・4度又は精神障害者保健福祉手帳3級のいずれかに該当し、週3日以上かつ週12時間以上の看護又は介護が必要である場合		
		26	児童の同居家族に長期の病人等（上記以外の者）があり、その者について週3日以上かつ週12時間以上の看護又は介護が必要である場合		
8	就学	40	火災その他の災害の復旧のために保育に当たることができない場合		
		34	週40時間以上の就学常態		
		28	週30時間以上40時間未満の就学常態		
		17	週12時間以上20時間未満の就学常態		
9	特例	協議の上決定	上記以外で保育が困難と認められる場合		

備考

- 1 類型が就労・就労内定の場合は、申請時に保護者から提出された市様式の就労証明書（以下単に「就労証明書」という。）の雇用契約上の就労時間欄に記載された就労時間に基づいて選考する。ただし、申請時に転職することが決まっている場合は、転職先の予定就労時間を用いる。
- 2 類型が就労・就労内定又は就学の場合において、就労時間又は就学時間は、原則として休憩時間を含む。
- 3 児童の保育を必要とする日数及び時間の最低基準は、週3日以上かつ週12時間以上とする。
- 4 指数は、各申込受付期限日までに提出された書類により決定する。
- 5 父の状況に係る基準指数と母の状況に係る基準指数が異なるときは、その低い方の基準指数を当該世帯の基準指数とする。
- 6 この表において「自営」とは、次の各号のいずれかに該当することをいう。(1) 父若しくは母又はその親族が事業主として個人事業を営んでいること。(2) 父若しくは母又はその親族が代表者として法人（従業員数が50人以下のものに限る。）を営んでいること。(3) 父又は母が他の事業主等と業務委託、請負等に係る契約を締結し、これに基づく業務を受託等して就労していること。
- 7 この表において「居宅内」とは、事業所又は勤務場所が自宅と同一であり、又はこれに準ずる場合にあることをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、居宅外とみなす。(1) 飲食店及び理髪店における就労等の営業時間があり接客を主とした就労の場合 (2) 就労時間の半分以上を居宅外で就労する場合 (3) 在宅勤務をし、かつ、居宅内に別の勤務場所を有する場合
- 8 この表において「中心者等」とは、経営者及び経営者以外で法人その他の団体に属し、就労時間に照らして妥当な給与等（最低賃金以上）を支給されている者をいう。
- 9 この表において「協力者」とは、中心者等以外の者をいう。
- 10 転園申請における基準指数は、新規申請と同様に算定する。
- 11 産後・育児休業中の者について、利用開始月中に復職予定があるときは、基準指数は、当該復職後の雇用契約における勤務時間数を基礎として算定する。ただし、転園申請において復職をしないときは、求職活動中とみなす。
- 12 利用開始日時点の雇用契約における就労時間が、就労証明書に記載された就労時間を下回るようになった場合は、原則として、内定を取り消すものとする。
- 13 職業訓練のために職業訓練校に通う場合は、就学とみなす。

- 14 育児短時間就労（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置をいう。以下同じ。）中の者については、就労証明書に雇用契約上の就労時間が記載されている場合はその時間数に基づいて選考し、就労証明書に雇用契約上の就労時間が記載されていない場合は当該就労証明書に記載された育児短時間就労の時間数に基づいて選考する。
- 15 別表第2番号7の単身赴任をしている者（父又は母）の就労時間が児童の保育をしている者（母又は父）の就労時間より少ない場合は、当該児童の保育をしている者（母又は父）と同程度の状況とみなし、同一の指数とする。

保育所等の利用における基準指数調整表

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用についての調整に関する規則別表第2

類型	番号	調整項目	調整指数
全体に 共通	1	児童擁護及び虐待防止の観点から、保育所等の利用に關し特別な支援が必要と認められる場合	協議の上決定
	2	次の各号のいずれかに該当する児童 (1) 民営化後の稲城市立第四保育園又は民営化後の稲城市立第六保育園から転園しようとする場合（平成30年8月末日現に稲城市立第四保育園又は稲城市立第六保育園に在園する場合に限る。） (2) 民営化後の稲城市立第三保育園から転園しようとする場合（平成31年2月1日現に稲城市立第三保育園に在園する場合又は同年3月若しくは4月に稲城市立第三保育園に入所（内定を含む。）する場合に限る。）	協議の上決定
	3	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 市内の家庭的保育事業を利用する児童が満3歳となった日の属する年度の3月31日で退所し、かつ、その翌年度の4月1日から保育所の利用を申し込む場合 (2) 市内の家庭的保育事業が閉所することにより退所し、かつ、その翌年度の4月1日から保育所の利用を申し込む場合	協議の上決定
	4	生活保護世帯	15
	5	ひとり親世帯（離婚、死別、行方不明、拘禁、未婚等により母子・父子家庭となった世帯であって、かつ、親族以外の同居人がいない世帯をいう。）	30
	6	ひとり親世帯に準ずる世帯（離婚協議中又は離婚調停中であって、配偶者と同居しておらず、かつ、親族（配偶者を除く。）以外の同居人がいない世帯をいう。）	15
	7	父又は母が利用開始予定日において、市内の居住場所から40km以上離れた場所に単身赴任となることが見込まれ、そのことについて勤務先による証明書が提出された場合	4
	8	当該年度の市町村民税（利用を希望する月が4月から8月までの場合は前年度の市町村民税）が非課税である世帯又は申請後に非課税となり、そのことについて届け出た世帯	5
	9	申請時において、次の各号のいずれかに該当する世帯 (1) 東京都認証保育所その他都道府県に届出のある認可外保育施設を、週4日以上かつ6か月以上継続して利用している場合 (2) 特定教育・保育施設又は東京都認証保育所その他都道府県に届出のある認可外保育施設において、一時預かりを週平均3日以上かつ4か月以上継続して利用している場合	2
	10	利用調整に係る会議の日時点で、当該児童の兄弟姉妹が現に在園している園（本園又は分園の区別がある園については、当該児童の兄弟姉妹が現に在園する園の本園又は分園）を希望する場合（当該児童の兄弟姉妹が現に希望する園の認定こども園（1号認定）に在園している場合を含む。）（利用開始希望月において当該児童の兄弟姉妹が卒園し、又は退所する場合を除く。）	2
	11	双子、三つ子その他の多胎児に係る申込みであって、同時に同じ園を希望する場合	2
	12	3歳以上の歳児クラスに申し込む場合で、かつ、稲城市で最初に利用を希望した月から継続して1年以上待機している場合	2
	13	利用調整に係る会議の日時点で保育料を滞納していることが確認できた世帯	-10
	14	利用調整に係る会議の日時点で3か月分以上の保育料を滞納していることが確認できた世帯	-40
	15	65歳未満の祖父又は祖母が同居（二世帯住宅であっても住民票上同一世帯であれば同居とみなす。）しており、かつ、児童の保育に当たることができない要件（別表第1に規定する状況）が確認できない場合	-3
	16	児童又は保護者の身体的理由等により、在籍していた保育所等を2か月以上継続して通所できないために退所した児童が、同じ保育所等に申込みをする場合	20
	17	平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間の入所の1歳以上の歳児クラスの保育の利用を可能とされたが、利用調整に係る会議の結果通知後、保護者が対象児童の育児休業を延長することにより、当該利用開始月の保育の利用をしない旨の申出をした場合	20
就労	18	就労することが内定している場合（自営を除く。）。ただし、申請時点からその内定している就労を開始するまでの間に就労中であることを証明する書類の提出があった場合は、この減点調整は行わない。	-3
	19	出産等を理由として離職した職場に再度就労することが内定している場合（自営を除く。）であって、かつ、以前に6か月以上の就労実績がある場合。ただし、申請時点からその内定している就労を開始するまでの間に就労中であることを証明する書類の提出があった場合は、この減点調整は行わない。	-1
	20	自営として就労することが内定している場合。ただし、申請時点からその内定している就労を開始するまでの間に就労中であることを証明する書類の提出があった場合は、この減点調整は行わない。	-4
	21	自営（内定している場合を除く。）の場合で、必要書類を欠き、事業の実績が確認できない場合	-4
	22	居宅内就労で、危険物を常時取り扱う職種に就いている場合	2
	23	母が、児童の弟妹の出産に伴い産前産後休業又は育児休業を取得したことにより、市内の認可保育所又は家庭的保育事業を退所した場合であって、当該児童が母の育児休業期間の満了に伴い、申込みをする場合（退所した児童についてのみ適用する。）	20
	24	保育施設で保育士として就労している（就労内定を含む。）場合	2
25	同一世帯に要介護認定を受けている者、身体障害者手帳、愛の手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者又は難病（国及び都が指定する特殊疾病に限る。）に罹患している者（いずれも申請の対象となる児童を含み、当該児童の保護者を除く。）がおり、その介護をする必要がある場合	1	
就労・就学	26	就労中又は就学中であって、かつ、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持し、又は難病（国及び都が指定する特殊疾病に限る。）に罹患している場合	2
求職	27	直近月における求職活動支援機関等利用証明書又は採用選考証明書を提出した場合	2
疾病・心身障害	28	保護者が身体障害者手帳3級・4級に該当し、かつ、次に掲げる障害状況により日常生活が著しく制限されると認められる場合 (1) 内部障害 外出が制限されるもの (2) 肢体不自由 義足等を使用し、歩行に困難を伴うもの (3) 聴力障害 日常会話において意思疎通が困難なもの (4) 視力障害 単独歩行に困難を伴うもの	4

備考

- 1 調整指数は、保護者からの申請に基づき、書類等で事実が確認できる場合に適用する。
- 2 調整指数は、父又は母のうち指数が低い方に対し適用する。ただし、番号7については、実際に保育をしている保護者に適用し、番号18、19、20、21、22及び27については、指数にかかわらず、父又は母のうち該当する者によりのみ適用する。
- 3 番号4及び番号8の要件の両方に該当するときは、番号4の要件によりのみ該当するものとみなす。
- 4 番号5、番号6及び番号7の要件に複数該当するときは、最も指数の高い要件によりのみ該当するものとみなす。
- 5 番号13及び番号14の要件の両方に該当するときは、番号14の要件によりのみ該当するものとみなす。
- 6 番号18及び番号19の要件の両方に該当するときは、番号19の要件によりのみ該当するものとみなす。
- 7 番号22の「危険物を常時取り扱う職種」とは、火気、刃物、劇薬等（日常生活で使用するハサミ、ミシン、包丁、針、カッター等を除く。）を常時取り扱う職種及び利用調整に係る会議においてこれに準ずるものと認めた職種とする。

利用調整に係る選考に関する優先順位表

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用についての調整に関する規則別表第3

優先順位	項目
1	市内在住の者（転入予定者を含む。）
2	当該世帯における基準指数と調整指数の合計が高い者
3	<p>福祉的観点より、別表第1における世帯の類型番号の優先順位（下記(1)から(8)までの順位）が高い者（世帯の類型番号は、父又は母のいずれかの類型番号が(4)1・2〔就労〕以外である場合はその(4)1・2〔就労〕以外の類型番号とし、父及び母がともに(4)1・2〔就労〕以外の類型番号である場合は優先順位（下記(1)から(8)までの順位）が高い方の類型番号とする。）</p> <p>(1) 9〔特例〕 (2) 7〔災害〕 (3) 5〔疾病・心身障害〕 (4) 1・2〔就労〕 (5) 4〔出産〕 (6) 6〔看護・介護〕 (7) 8〔就学〕 (8) 3〔求職〕</p>
4	各申込受付期限日時時点で現に就労（休業中の者を除く。）している状況が書類等で確認できる者
5	<p>次に掲げる事項を総合的に考慮し、利用調整に係る会議において決定する。</p> <p>(1) 就労時間、就学時間又は看護・介護の時間（父又は母の1週間当たりの就労時間、就学時間又は看護・介護の時間のいずれか短い方とする。）の長い順 (2) 父及び母の収入金額（就労証明書に記載された直近6か月（休業期間中を除く。）の平均給与額をいう。ただし、就労内定者等で実績がない者については、就労証明書に記載された6か月の平均給与見込額をいう。）の合計金額の低い順 (3) 家族の状況等</p>

備考 選考は、歳児の低い順に行い、利用調整に係る会議の期間中に児童の転園等により保育所等の児童数に空きができた場合であっても、選考済みの者について遡及して選考を行うことはしない。

4 申込みに必要な提出書類

- (1) 保育所・保育ママ等利用申込書兼教育・保育給付認定申請書
 (2) 利用開始日時点で保育が必要であることを証明する書類（父母分）
 （同居の65歳未満の祖父母がいる場合は、その祖父母分）

※複数の「保育を必要とする事由」がある場合は、該当する全ての書類を提出してください。
 ※同居の65歳未満の祖父母分の書類が無くても保育所等申込みと認定はできますが、利用調整の指数が減点となります。
 ※書類に虚偽・不備がある場合は、無効となります。
 ※就労証明書は、稲城市学童クラブ申請書類と共通になります。兄姉の学童クラブと保育所を同時に申請する方は、締切日が早い方の申請に原本を提出し、締切日が遅い方の申請にはコピーを提出してください。
 ※いずれの事由の場合でも、利用希望月までに出産予定の場合は、母子手帳のコピーを提出してください。
 ※各様式は、市ホームページからダウンロードできます。

保育を必要とする事由	必要書類
就労（被雇用者）（*） ※育休からの復職予定を含む。 【対象者】 正社員、派遣社員、契約社員、パート等	就労証明書（稲城市様式） ※4月入所申請：当該年度「保育所等利用のしおり」配付後の証明日のものが有効 ※5月入所以降の申請：希望利用月の1日から起算して前6か月以内の証明日のものが有効 ※産休中・育児休業中で申請する場合は、 <u>入所月中に復職することを条件として</u> 申込み可 ※2か所以上の職場で就労の場合は、①それぞれの職場の就労証明書 ②スケジュール表が必要です。 ※転職等により、申請時点と利用開始時点で就労状況が異なる場合は、申請時点の就労証明書と利用開始時点の就労証明書（就労内定証明書）のそれぞれを提出してください。就労状況変更後の証明書を提出できない場合は、申請時点の就労証明書を提出してください。 この場合において、就労状況変更後の就労時間が、提出した就労証明書の就労時間数を下回る場合は、原則、内定取消しとなります。 ※申請後に就労時間数に変更となり、提出した就労証明書の就労時間数を下回る場合は、原則、内定取消しとなります。
就労内定（*）	就労証明書（自営業等の方は、下段「就労（自営業等）」の②・③の書類も必要です。） ※就労開始後に、再度就労証明書を提出してください。内定から就労開始になった場合の証明日は、就労開始日以降の日付のみ有効です。
就労（自営業等）（*） 【対象者】 自営業、親族経営の従業員、業務委託受注者、フリーランス、会社役員等	① 就労証明書 （稲城市様式に経営者・中心者等が記入してください。） ② スケジュール表 ③ 自営実績書類 （法人の場合・自宅以外の場所に事業所を構えている場合・祖父母は、提出不要） (1) 確定申告書（事業を実施している直近年のもの） (2) 直近3か月の収入が分かる書類（通帳の写し等） (3) 営業許可証（開業届） } (1)~(3)のいずれかの写しを提出してください。 ※勤務実態調査のために、後日追加で資料の提出を求める場合があります。
出産	母子手帳のコピー （①父母氏名 ②分娩予定日の記載があるページ） ※①・②は、稲城市母子手帳のP1・4に記載されています。 ※保育所入所期間は、最長で出産月及びその前後2か月間（計5か月間）となります。
疾病・障害	次のいずれかが必要になります。 ① 診断書 （希望する保育の利用開始日を含む治療期間と家庭保育が困難であることの記載があるもの） ② 障害者手帳等の写し
看護・介護（*）	① 被看護者・被介護者の診断書又は障害者手帳等の写し ② スケジュール表
就学（*）	① 在学証明書 （学校が発行したもの） ② スケジュール表
求職活動	求職活動申告書 （提出がなくても申込み可）※入所月を含む3か月以内に就労を開始する必要があります。

*「就労」「看護・介護」「就学」要件の最低基準は、週3日以上かつ週12時間以上です。

(3) 世帯の状況によって提出が必要な書類

世帯の状況	必要書類
市町村民税非課税世帯	【4月～8月利用希望】令和5年度市町村民税非課税証明書（父母分） 【9月～翌3月利用希望】令和6年度市町村民税非課税証明書（父母分） ※課税自治体発行のもの ※稲城市で市民税決定している場合は、提出不要
ひとり親世帯・準ひとり親世帯（別居中かつ離婚協議中又は離婚調定中）	戸籍謄本、事件係属証明書、離婚受理証明書、児童扶養手当受給証、弁護士が発行した証明書、大使館発行の独身証明書（外国籍の方）のいずれか
生活保護世帯	生活保護受給証明書 ※稲城市で生活保護の受給を確認できる場合は、提出不要
認可外保育施設を週4日かつ6か月以上利用している	保育受託証明書 ※稲城市の様式に、施設の証明をもらってください。
認可保育所等の一時預かりを週平均3日かつ4か月以上利用している	一時預かり事業利用実績証明書 ※稲城市の様式に、施設の証明をもらってください。

(4) 転入者・転出者の必要書類について

稲城市民の方	
稲城市外の保育所を希望する方	<p>まずは保育所がある自治体にお問い合わせください。</p> <p>★区市町村によって提出書類・受付締切が異なりますので、先方自治体にご確認ください。</p> <p>★稲城市に必要書類を提出する場合は、保育所がある自治体の締切り1週間前には稲城市子育て支援課窓口へ提出してください。</p>
市外在住の方	
①稲城市に転入予定がある方 ※利用開始月の1日までに転入が必要	<p>稲城市に直接申込み又はお住まいの区市町村の保育所入所担当部署を通してお申込みください。</p> <p>【必要書類】</p> <p>①保育所・保育ママ等利用申込書兼教育・保育給付認定申請書</p> <p>②保育を必要とする事由の書類（父母の就労証明書等）</p> <p>③稲城市に転入することを証明する書類（ア～ウのいずれか）</p> <p>ア 不動産の売買契約書</p> <p>イ 賃貸契約書の写し</p> <p>※物件住所、引渡し日（利用開始月の1日までに引渡しが行われることが分かるもの）、契約者双方の氏名・印鑑が確認できるページ部分</p> <p>ウ 転入誓約書（市様式）※稲城市在住者と同居予定で転入する場合のみ</p> <p>④課税証明書又はマイナンバー（申請書へ記入＋番号確認・本人確認）</p> <p>※詳しくは、下記及び次ページ参照</p> <p>【転入後】</p> <p>稲城市へ住民票を移した旨のお手続きが必要です。</p> <p>⇒稲城市へ住民票を移した後、稲城市子育て支援課保育・幼稚園係の窓口にて「保育所・保育ママ等利用申込書兼教育・保育給付認定申請書」の表紙のみ記載し、提出してください。</p>
②稲城市に転入予定がない方・利用開始月の2日以降に転入する方	<p>★3歳児クラス以上の私立保育所のみ受け付けます。</p> <p>ただし、選考上は、稲城市民の方が優先になります。必要書類（P9参照）をご用意いただき、お住まいの区市町村の保育所入所担当部署を通してお申込みください。</p> <p>★0～2歳児クラスは公立・私立を問わず、申込みことはできません。</p>
③稲城市に転入後、（稲城市内の認可保育所に入所できなかったこと等により）前自治体の認可保育所等に継続して通園する方	<p>稲城市へ住民票を移した後、稲城市子育て支援課保育・幼稚園係窓口までお越しいただき、下記書類を提出してください。</p> <p>【必要書類】</p> <p>①保育所・保育ママ等利用申込書兼教育・保育給付認定申請書の表紙のみ（継続を希望される施設名及び施設の所在する自治体名をご記入ください。）</p> <p>②保育を必要とする事由の書類（父母の就労証明書等）</p> <p>③課税証明書又はマイナンバー（申請書へ記入＋番号確認・本人確認）</p> <p>※詳しくは、下記及び次ページ参照</p>

稲城市に転入される方は、以下の書類もあわせて提出してください。

該当者	提出物
入所月が4月～8月の場合で、令和5年1月2日以降に稲城市に転入の場合	転入前の自治体で発行する「令和5年度市町村民税課税証明書」（父母分）
入所月が9月～翌3月の場合で、令和6年1月2日以降に稲城市に転入の場合	転入前の自治体で発行する「令和6年度市町村民税課税証明書」（父母分）

※海外に住んでいた方で、課税証明書を提出できない方は、給与明細等の収入を証明する書類（1月分～12月分）を提出してください。

➡ 次ページもご覧ください。

0～2歳児クラスの児童の場合

「保育所・保育ママ等利用申込書兼教育・保育給付認定申請書」の最終ページにあるマイナンバー記入欄にマイナンバーを記入される場合は、前ページの課税証明書の提出は不要です。

※申請書を郵送で送付する場合は、マイナンバーが確認できる書類の写しと本人確認書類の写しを添付してください。

※マイナンバーは、保育料決定にのみ使用します。入所における非課税加点には、法令の規定によりマイナンバーは利用できません。加点が必要な場合は、非課税証明書の提出が必要です。

3～5歳児クラスの児童の場合

給食費が免除になると思われる場合は、前ページの課税証明書を提出してください。提出のあった日の属する月の翌月から給食費を免除します。

※法令上、マイナンバーは給食費免除の判定には利用できません。

※給食費の免除対象者については、P16・23参照

5 0歳児の申込み開始日について

0歳児は、保育所によって受入開始月齢が異なります。0歳児クラスのお子さんが保育所を利用する場合は、利用開始日において、各認可保育所等の受入可能月齢（P17～19参照）に達している必要があります。

令和6年4月1日までに出産予定の方

4月1日からの利用申込みをすることができます。4月利用の選考会議の結果、内定となった場合は、各保育所の受入可能月齢に達した月の翌月1日（受入可能月齢に達した日が月の初日であるときは、その日。以下同じ。）から利用開始となります。したがって、4月1日に受入可能月齢に達していない場合は、予約内定となります。ただし、5月以降の入所会議では、予約内定はせず、受入可能月の入所会議で内定となります。

※内定後、出産日がずれ、4月2日以降に内定児童が生まれた場合は、内定は取消しとなります。

※内定後、出産月がずれた場合は、原則として入所月も変動します。出産月が変更になった場合は、速やかに稲城市子育て支援課までご連絡をお願いします。

令和6年4月2日以降に出産予定の方

4月申込みはできません。受入可能月齢が経過した月の翌月1日利用分から申込みが可能となります。

【0歳児 利用開始可能日一覧】

利用開始月の1日時点で各施設が設定する受入可能月齢（P17～19参照）に達していない場合は、その施設には申込みできません。受入可能月齢経過後に、市様式の「保育所・保育ママ等利用申込内容変更申請書」にて、変更希望月の締切りまでに、希望園追加のお手続きをしてください。ただし、4月1日の利用申込みに関し、受入可能月齢に達していない場合も、利用申込みを受付けており、利用開始日は下表のとおりとなります。

生後57日の園		
誕生日	4月1日利用の利用申込み	利用開始日
～R6. 2. 4	可	4月1日
R6. 2. 5～R6. 3. 5	可	5月1日
R6. 3. 6～R6. 4. 1	可	6月1日
R6. 4. 2～	不可※	—

生後4か月の園		
誕生日	4月1日利用の利用申込み	利用開始日
～R5. 12. 1	可	4月1日
R5. 12. 2～R6. 1. 1	可	5月1日
R6. 1. 2～R6. 2. 1	可	6月1日
R6. 2. 2～R6. 3. 1	可	7月1日
R6. 3. 2～R6. 4. 1	可	8月1日
R6. 4. 2～	不可※	—

※受入可能月齢が経過した月の翌月1日利用からの申込みが可能です。

生後57日とは、誕生日を0日目として、基準日（利用開始月の1日）時点で57日目以上となることをいいます。

生後4か月とは、誕生日を0日目として、基準日（利用開始月の1日）時点で4か月以上となることをいいます。

Ⅲ 利用開始後に必要な手続き

1 家庭状況の変更と必要な届出

※各様式は、市ホームページからダウンロードできます。

状況等	必要書類	提出期日、注意事項等
就労の開始 転職 就労内容変更	①家庭状況変更届 ②就労証明書 ③スケジュール表（自営業・2か所以上就労の場合等） ④自営実績書類（P9参照）	【利用時間区分（短時間・標準時間）を変更する場合】 変更する月の前月までに①を提出してください。②は、変更後に速やかに提出してください。該当する場合は、③・④も提出してください。 【利用時間区分を変更する必要がない場合】 変更後、速やかに①・②を提出してください。該当する場合は、③・④も提出してください。
就労内定	①家庭状況変更届 ②就労証明書 （就労後の証明日のもの）	【就労内定した場合】 就労開始予定月の前月までに①を提出、就労開始後に②を提出してください。 【就労内定の条件で保育所の利用を申請し、利用開始した方】 就労開始後に②を提出してください。利用開始月中に就労を開始できない場合は、退所となりますのでご注意ください。
離職	家庭状況変更届	離職予定月の前月までに提出してください。 離職後3か月以内に就労を開始できない場合は、退所となります。
産休取得（出産予定）	①家庭状況変更届 ②母子手帳のコピー（父母氏名と分娩予定日がわかるページ） ③休業（復職）証明書	出産予定月の2か月前までに①・②を提出してください。認定期間は、出産月の翌々月末までとなります。 【出産後に復職する場合】 復職予定月の前月までに①を提出、復職後に③（ 復職後の証明日のみ有効 ）を提出してください。 【産休後に育休を取得する場合】 下記「育休取得」と同様の手続きとなります。 【出産月が変わった場合】①を提出してください。
育休の取得・復職	①家庭状況変更届 ②休業（復職）証明書	【育休を取得する場合】 出産月の翌々月までに①・②を提出してください。 父が育休休業を1か月以上取得する場合は、お問い合わせください。 育休中の上の子の認定は、保育短時間認定となります。 ※既に保育所に在園している児童本人の育休をとる場合は、その児童は退所となります。 【復職する場合】 復職予定月の前月までに①を提出、復職後に②（ 復職後の証明日のみ有効 ）を提出してください。 【復職するために保育所の利用を申請し、利用開始した方】 復職後に②を提出してください。利用開始月中に申請時の雇用条件を満たして復職することができない場合は、内定取消しとなります。
市内転居・氏名・家族構成の変更（婚姻、離婚等）	①家庭状況変更届 ②戸籍謄本等の証明書	【市内転居・氏名変更の場合】 市内転居・氏名変更後、速やかに①を提出してください。 【婚姻又は離婚の場合】 婚姻・離婚成立後、当月中に①・②を提出してください。
転園を希望	①転園申込書	新規申込みと同様の添付書類が必要になります。（詳細は、P9をご確認ください。）※同じ年度の申込みで提出済みの書類は、省略可
退所を希望	①保育所退所届	退所希望月の10日までに提出してください。 提出がない場合は、在園とみなし翌月の保育料を納めていただきます。※保育ママを退所する方は、保育ママに提出してください。
休所を希望	保育料が免除となる場合 ①保育所休所届 ②休所期間明記の診断書、証明書等 保育料が通常どおり発生 休所届は不要 ※在籍施設への連絡は、必ずお願いします。	児童の身体的理由（けが、病気等）により通園できない場合で、原則事前に①・②を提出し、1か月以上2か月以内の休所をした場合のみ保育料の免除が受けられます。 里帰り出産や保護者の都合で休所する場合は、保育料は免除となりませんので、休所届は不要です。ただし、休所が可能な期間は、里帰り出産については、最長3か月までとなります（医療機関から帰省時期を指定されており3か月を超える場合は、個別に判断します。）。それ以外の理由の場合は、最長2か月までとなります。2か月以上休所する場合は退所となり、再申込みとなります。
市外転出	①保育所退所届	転出する月の10日までに提出してください。 ※転出後も継続して稲城市内の保育所に通う場合も①を提出してください。 また、転出先の自治体でも継続するための手続きが必要です。
就学、看護・介護、疾病	①家庭状況変更届 ②P9「申込みに必要な提出書類」に記載されている必要書類をご確認ください。	

※上記とは別に在籍施設への届出が必要な場合があります。詳細は、施設にお問い合わせください。

2 子どものための教育・保育給付認定現況調査について

稲城市では、在園児を対象として保育の必要性の確認のために現況調査（年1回）を実施しています。期限内の提出が無い場合は、保育の必要性が確認できないため、退所となります。

3 保育所等の利用に関する重要事項

保育所等の利用に関する重要事項です。ご了承の上で、お申込みください。

No.	項目内容
1	保育所等の休所期間は、最長2か月間です（里帰り出産は、最長3か月）。期間を経過した場合は、退所となります。
2	保育所等利用開始後に、離職等で保育の要件を満たさなくなった場合は、退所となります。
3	利用施設の改修、統廃合、公立保育所の民営化等に伴い、施設の場所や設置運営主体が変更になることがあります。また、定員・職員数・施設面積は、法令の定める範囲内で変更になることがあります。
4	保育料は、世帯の市町村民税課税額により決定します。父母が非課税で一定所得以下の場合は、同居している祖父又は祖母の市町村民税課税額により決定します。また、ひとり親の場合でも同居の異性がいる場合は、同居人の市町村民税課税額も合算します。
5	保育料を算定するための資料の提出又は市町村民税の申告がない場合は、最高階層区分の保育料となります。
6	保育料を滞納した場合は、延滞金が発生することがあります。
7	保育料が納付期限までに納入されない場合は、地方税の滞納処分の例により財産差押等の滞納処分を行うことがあります。
8	認可保育所の保育料の納入方法は、原則口座振替となります。 保育ママ・認定こども園を利用する方は、施設に直接のお支払いとなります。
9	各施設の駐車場の有無については、保育所等利用のしおりをご確認ください。なお、駐車場有り記載している場合でも、駐車場の台数には限りがありますので、送迎時にお車を使う場合は、最寄りの有料駐車場をご利用ください。送迎時の混雑等によりトラブルが起きた場合は、市及び園は責任を一切負いかねます。
10	公立認可施設を利用する場合は、利用開始後、市が日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。 ※「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」とは、児童が保育園等での管理下で怪我等の災害を受けた場合に、かかった医療費等を給付する制度です。掛け金は市負担となりますので、保護者の方に負担は生じません。
11	利用開始後に家庭状況に変更があった場合は、保育所等利用のしおり「Ⅲ 利用開始後に必要な手続き」のとおり届出をしてください。届出がないことが判明した場合は、退所となる場合があります。
12	利用開始後に保育所利用児童の弟妹の育児休業を取得した場合は、保育所利用中の上のお子さんの利用時間区分は、「保育短時間」となります。保育短時間は、原則午前8時30分から午後4時30分までの利用となります。時間外の利用は、延長保育となり延長保育料がかかります。
13	保育所等は、ご家庭でお子さんを保育することができない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。このため、保護者が保育可能な場合は、原則として保育所に預けることはできません。 利用時間区分（保育短時間・保育標準時間）は、利用時間の最大枠を市が認定するものです。実際の日々の保育時間は、その枠の中で各保育所等と保護者との間で決定します。
14	利用時間区分を変更する場合は、必ず変更したい月の前月までに変更申請（「家庭状況変更届」の提出）が必要です。
15	保育所等では集団保育を行っていますので、食事や行事について個別の対応が難しい場合もあります。また、施設内での感染・ケガについて、市・施設に過失が無い場合は、責任を負いかねます。
16	毎年、保護者の保育の必要性の確認のために現況調査を行っています。現況調査の提出がない場合は、保育の要件が確認できないため退所となります。
17	小学校との連携を図るため、主として最終年度（5・6歳）について次の内容を小学校へ送付します。 ①入園に関する記録（児童名、生年月日、保育期間、保育園名等） ②保育に関する記録（児童の育ち、養護、発達援助等）
18	メリーポピンズ稲城ルーム（分園）の土曜保育及び延長保育は、原則、メリーポピンズ稲城ルーム（本園）で実施します。
19	説明内容に齟齬がある場合は、法令＞その他の市の規定＞保育所等利用のしおり＞その他の説明内容の順に優先して適用します。
20	受入（募集）人数や定員は、園の運営状況により、法令の基準の範囲内で変動します。
21	利用施設に個人情報・課税情報・保育料の納付状況・保育の要件に関する事項をお知らせすることがあります。

IV 保育料（利用者負担額）について

認可保育所、家庭的保育事業等の地域型保育事業、認定こども園、新制度幼稚園の保育料は、「稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」に基づき、下表の市町村民税課税額（世帯合算額）をもとに決定します。毎月1日現在で施設を利用する児童について、当該1か月分の保育料を納めていただきます。

○保育料算定方法について

保育料は、以下の算定基礎となる額に基づき、在住市が算定します。

保育料	算定基礎となる額
4月分～8月分	令和5年度市町村民税課税額（令和4年分所得）
9月分～翌3月分	令和6年度市町村民税課税額（令和5年分所得）

※市町村民税課税額は、原則として父母合算額ですが、父母が市町村民税非課税の場合で、同居祖父母が主たる生計者となる場合は、世帯を分離しているかに関わらず祖父母の課税額（いずれか高い方）により保育料を算定します。

※ひとり親家庭であっても同居している異性がいる場合は、その同居者の市町村民税課税額も合算します。

※保育料決定のための市町村民税課税額とは、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除の税額控除前の額を指します。

※市町村民税課税額が変更になった場合、婚姻、離婚、生活保護の受給開始等のため家庭状況が変更になった場合は、保育料を再計算しますので、子育て支援課までご連絡ください。

※納入義務者は、児童の保護者です。代表保護者宛てに通知しますが、**両保護者に納入義務があります。**

※海外に住んでいた方で、課税証明書を提出できない方は、給与明細等の収入を証明する書類（1月分～12月分）を提出してください。

※保育料を算定するための資料の提出又は市町村民税の申告がない場合は、**最高階層区分の保育料となります。**

○保育料納入先

認可保育所：**在住市（ただし、在住市以外の公立保育所を利用する場合は、施設所在市へ納入）**

認定こども園、家庭的保育事業等の地域型保育事業、新制度幼稚園：**事業者・施設**

※認定こども園・新制度幼稚園では、市が定める保育料以外に施設独自で定める**特定負担額（特別保育料）**があります。

詳しくは、各施設にお問い合わせください。

※認可保育所においても、保育料のほかに各施設が**実費**を徴収することがあります。

○保育料の減額・免除制度

保育料が減額又は免除になる制度があります。詳しくは、保育料の決定時にお知らせしています。

○納入の方法

認可保育所の保育料の納入は、原則として**口座振替**によるお支払いとなります。

<口座振替の登録方法>

①口座振替依頼書による手続き

利用内定者に口座振替依頼書を送付しますので、必要事項をご記入の上、稲城市指定の**金融機関（口座振替依頼書の裏面記載）**で手続きを行ってください。口座名義は、ご家族であればどなたでも結構です。

②ペイジー口座振替受付サービス

市（子育て支援課）でお手続きができます。詳しくは、保育料決定時にご案内しています。

・納付書払い

①・②以外の方には、市から納付書をお送りしますので、指定の方法でお支払いください。

・電子マネー決済

納付書払いの方は、納付書のバーコードを用いて、PayPay・LINE Pay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・FamiPay・楽天ペイでもお支払いできます。

○認可保育所の保育料の納入について

●4月利用開始者

利用内定の案内が届きましたら、指定の期日までに金融機関で口座振替の手続きを行ってください。（金融機関によっては、4月分からの口座振替に間に合わない場合があります。）

●5月以降の利用開始者

保育料決定後に金融機関で口座振替の手続きを行ってください。金融機関から市役所に書類が届き次第、口座振替開始月を記載した「**口座振替開始通知書**」を送付します。

（注意）**口座振替日（納付期限）は、原則毎月末日（12月は25日。土日祝日の場合は翌営業日）**です。

○納付書で保育料を納入した場合

お支払いの確認のため、領収書の提出をお願いすることがあります。**領収書は、5年間保管してください。**

○保育料を滞納した場合

決められた保育料の支払いがないときは、次の手順で督促をします。

督促状・
催告状の
送付

○園・保護者へ連絡（自宅・職場）
○自宅・保育所・職場へ訪問
○差押等滞納処分 ※地方税の滞納処分の例による

保育料のお支払いが遅れた場合は、**延滞金が発生することがあります。**

保育料表（0～2歳児クラス）※3歳児クラス以上は、0円（給食費・実費は、別途かかります。）

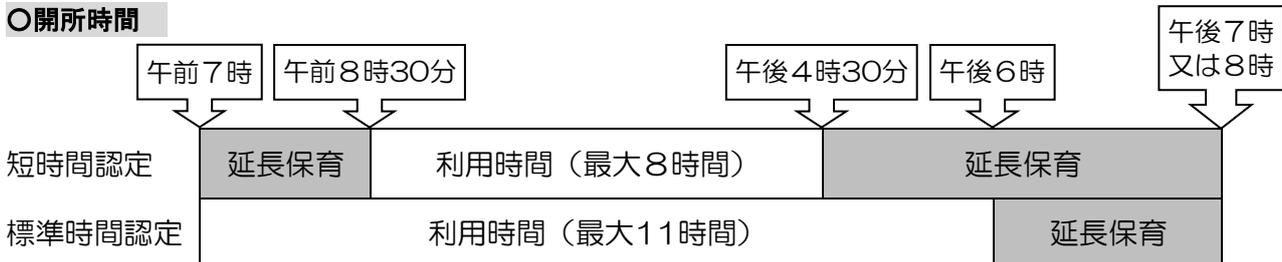
項目 階層 区分	各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）		
	定義及び条件	保育標準時間 （保育短時間）		
		第1子	第2子以降	
1	当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である世帯	0	0	
2	市町村民税非課税世帯（階層区分1の世帯を除く。）	0		
3	市町村民税均等割のみ課税世帯（階層区分1の世帯を除く。）	2,500 (2,500)		
4	市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯（階層区分1から3までの世帯を除く。）	15,000円未満	4,500 (4,400)	
5		15,000円以上～30,000円未満	7,000 (6,900)	
6		30,000円以上～48,600円未満	8,900 (8,700)	
7		48,600円以上～63,000円未満	10,800 (10,600)	
8		63,000円以上～77,100円未満	13,500 (13,300)	
9		77,100円以上～97,000円未満	16,800 (16,500)	
10		97,000円以上～121,000円未満	20,100 (19,800)	
11		121,000円以上～145,000円未満	23,400 (23,000)	
12		145,000円以上～169,000円未満	26,200 (25,800)	
13		169,000円以上～190,000円未満	29,100 (28,600)	
14		190,000円以上～211,200円未満	32,100 (31,600)	
15		211,200円以上～233,600円未満	35,100 (34,500)	
16		233,600円以上～256,000円未満	38,100 (37,500)	
17		256,000円以上～278,400円未満	41,200 (40,500)	
18		278,400円以上～301,000円未満	44,000 (43,300)	
19		301,000円以上～333,000円未満	46,000 (45,200)	
20		333,000円以上～365,000円未満	48,000 (47,200)	
21		365,000円以上～397,000円未満	51,900 (51,000)	
22		397,000円以上～460,000円未満	53,900 (53,000)	
23		460,000円以上	56,000 (55,000)	
備考		<p>1 この表における「第1子」・「第2子以降」の適用については、東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業実施要綱に基づき、保護者と生計が同一のきょうだいがいる場合は、きょうだいの年齢・利用施設を問わず、年齢が高い順に数えて、該当する順位に相当するものを適用します。（きょうだいが同一住所にいない場合等、条件にあてはまるにもかかわらず適用されていない場合は、申請が必要です。）</p> <p>2 この表の規定に関わらず、下記要保護世帯に該当し、階層区分7から9までに該当する世帯のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は、第1子の保育料が2歳児クラスまでは9,000円となります。（きょうだいが同一住所にいない場合は、申請が必要です。）</p> <p>【要保護世帯】児童の属する世帯に、以下の者がいる場合をいいます。</p> <p>①母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの ②身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 ③療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ⑤特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童 ⑥国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者等</p> <p>3 政令指定都市に居住していたことにより、政令指定都市の市民税所得割額となっている場合は、稲城市の市民税所得割額の税率にて再算定し、保育料を決定します。</p>		

V 各施設の概要等

1 認可保育所

認可保育所とは、部屋の面積、定員、保育士の人数等、国・都の認可保育所としての基準を満たしている施設です。認可保育所は児童福祉施設であり、就労等により家庭において保育が出来ない保護者に代わり、乳幼児を保育することを目的としています。よって、認可保育所には利用の基準があり、保護者の仕事や病気、出産、介護等により日中お子さんの保育ができない場合に限定されます。

○開所時間



※なお、実際の日々の保育時間は、施設と保護者との間で決定します。

※利用開始月には、園が「ならし保育」として早めのお迎えを依頼することがありますが、期間、時間等については、お子さんの状況と保護者の意向に沿って、保護者と施設との間で決定します。

○定休日 日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

○保育料 保育料表（P15）のとおり

○給食費

食材料費は、保護者負担となります。

◆0～2歳児クラス⇒保育料に含まれています。

◆3～5歳児クラス⇒利用施設へお支払いください。各施設の私債権ですので、徴収・返金は、施設が対応します。

※金額は、市内認可保育所では、原則6,000円（月額）となります。詳細は、利用施設から示される重要事項説明をご確認ください。なお、3歳児クラス以上の児童で、以下の要件に該当する場合は、給食費が免除となります。

【免除対象者】

①市町村民税所得割額が63,000円未満（要保護世帯の場合は77,101円未満）の世帯の第1子

②市町村民税所得割額が145,000円未満の世帯の第2子

③第3子以降

※子どもの数え方は、「給食費における第1子・第2子・第3子以降の適用について（P23）」をご確認ください。

※ここで用いる市町村民税所得割額とは、保育料決定のための額と同じく、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除前の額です。

○その他保育事業

事業名	事業内容
延長保育	延長保育は、満1歳児（延長保育を利用する日現在）から受入対象となり、通常保育とは別に延長保育料が発生します（下記参照）。園に直接お申込みください。
障害児保育	認可保育所全園で行っています。利用基準に該当し、かつ障害の程度がおおむね中軽程度で集団保育が可能であれば、申込みをすることができます。 ※内定後に面接・健康診断を行った上で、利用決定となります。 保育内容は健常児との混合保育で、障害児の心身の状況に応じて保育時間が異なります。 ※障害、発達の遅れ等、児童の状況によってご相談させていただくことがあります。また、利用開始されてからも障害や発達の遅れが疑われる場合は、発達相談等を実施することがあります。

○延長保育の保育料（園にお支払いください。）（無償化の対象外）

公立	延長保育（登録児童）※	1人 3,200円/月
	臨時延長保育（スポット）	1人 500円/30分毎まで
私立	実施園にお問い合わせください。	

※延長保育（登録児童）の保育料は、月途中からの利用の場合でも月額分を直接保育園にお支払いください。

※保育短時間認定の方で、午前8時30分～午後4時30分以外の時間帯で利用する場合は、延長保育料としてスポット料金が適用となります。（月額の延長料金は、適用となりません。）

※利用該当月の保育料の階層区分が1又は2（生活保護・市町村民税非課税）の世帯については、延長保育料の免除制度があります。園に申請してください。ただし、臨時延長保育（スポット）の利用は免除対象となりませんので、ご注意ください。（市町村民税非課税の算定基準は、保育料算定方法と同じです。）

○稲城市内の認可保育所等 ※(福)は、社会福祉法人 ※(株)は、株式会社 ※(学)は、学校法人

施設名		電話番号	受入可能月齢	設置主体	駐車場	備考
所在地		(FAX)	開所時間	認可定員	子育てひろば事業 (実施園は○)	
公立	第五保育園	331-3817	4 か月	稲城市	無	
	平尾4-45-2	(331-9200)	7時～19時	88		
私立	ひらお保育園	331-5019	57日	(福)厚生館	3台	Mail hiraho@f3.dion.ne.jp
	平尾3-1-23	(331-7809)	7時～19時	162	○	
	松葉保育園	377-3184	57日	(福)東保育会	2台 (敷地外)	Mail kosodate@matsubahoikuen.ed.jp
	矢野口2065	(379-4808)	7時～19時	140	○	
	向陽台保育園	378-7790	4 か月	(福)稲城福祉会	無	Mail kouyoudaihoikuen@rhythm.ocn.ne.jp
	向陽台5-8	(378-6729)	7時～19時	150		
	城山保育園 ☆	378-4680	57日	(福)稲城青葉会	6台	Mail shiroyamahoikuen@aobakai.or.jp ※駐車場は、自宅から保育園までの直線距離が1km以上の家庭のみ利用可
	向陽台6-4	(378-4710)	7時～20時	130		
	もみの木保育園長峰	331-7505	57日	(福)聖愛学舎	6台	Mail nagamine@mominoki.ed.jp
	長峰2-10	(331-7506)	7時～19時	130		
	若葉台バオバブ保育園	331-6258	57日	(福)バオバブ保育の会	9台 うち2台は軽自動車専用	Mail wakabadai@baobabcc.jp
	若葉台4-17	(350-6411)	7時～19時	120	○	
	もみの木保育園若葉台	350-6300	57日	(福)聖愛学舎	4台	Mail wakabadai@mominoki.ed.jp
	若葉台1-54	(350-6380)	7時～19時	120	○	
	中島ゆうし保育園	377-3725	57日	(福)東保育会	無	Mail kosodate@nakajimayuushi.ed.jp
	矢野口256	(379-5725)	7時～19時	140	○	
	城山保育園南山	401-6442	57日	(福)稲城青葉会	無	Mail minamiyama@aobakai.or.jp
	百村1461-1	(401-6441)	7時～20時	125	○	
	本郷ゆうし保育園	401-6951	57日	(福)東保育会	3台	Mail kosodate@hongouyuushi.ed.jp
	東長沼2115-2	(401-6952)	7時～19時	150	○	
メリーポピンズ 稲城ルーム (本園)	379-9826	57日	(株)ゴーエスト	無	Mail info@popinzu.jp ・園庭なし	
百村1607-3稲城駅前 KMビル2F	(379-9827)	7時～20時	66			
メリーポピンズ 稲城ルーム (分園) ※	377-2416	57日	(株)ゴーエスト	無	Mail info@popinzu.jp ・園庭なし	
百村1623-1パストラム 1F	(377-2416)	7時～20時	26(0～2歳児)			
稲城矢野口雲母保育園	370-2177	57日	(株)モード・プランニング・ジャパン	2台	Mail yanokuchi@kirara-hoikuen.com ※認証保育所の「稲城雲母保育園」ではありません。	
矢野口1075-1	(370-2178)	7時～20時	60			

※メリーポピンズ稲城ルーム (分園) は、2歳児クラスまでのお預かりとなり、3歳児クラスからはメリーポピンズ稲城ルーム (本園) でのお預かりとなります (転園手続き不要)。また、延長保育・土曜保育については、本園でのお預かりとなります。

施設名	電話番号	受入可能月齢	設置主体	駐車場	備考	
所在地	(FAX)	開所時間	認可定員	子育てひろば事業 (実施園は○)		
私立	京王キッズプラッツよみうりランド	378-5007	57日	(株)京王子育てサポート	無	Mail yomiuri-kanri@keiokosodate.net ・園庭なし
	矢野口4015-1	(378-5007)	7時～20時	46		
	いなぎのぞみ保育園	401-7470	57日	(福)春献美会	14台	Mail inaginozomi_hoikuen@yahoo.co.jp
	大丸593-14	(401-7471)	7時～20時	228	○	
	にじいろ保育園矢野口	401-5335	57日	ライクキッズ(株)	無	
	矢野口3030-1	(401-5336)	7時～20時	90		
	しおどめ保育園稲城	331-1888	57日	(学)柴学園	23台 (敷地外含む。)	Mail info@gakuhou-shibagakuen.ac.jp
	坂浜3-33-1	(331-1166)	7時～19時	150	○	
	大丸ゆうし保育園	377-6249	57日	(福)東保育会	3台	Mail kosodate@oomaruyuuushi.ed.jp
	大丸82-4	(378-4505)	7時～19時	130	○	
私立	幼保連携型認定こども園 サザンヒルズこども園	401-5133	57日	(学)子どもの森	4台	※幼保連携型認定こども園の1号認定の申込先は、園になります。認定こども園の詳細は、P21をご確認ください。 Mail southernhills@kodomonomori.ed.jp
	百村1461	(401-5134)	7時～19時	96 (保育機能部分)		

- ※1 各施設の受入可能児童は、利用開始月の1日時点で、各施設の受入可能月齢欄の月数(日数)に達している乳幼児とします。
- ※2 受入可能月齢・開所時間・認可定員は、本しおり発行時点のものです。
- ※3 駐車場がある施設についても、台数には限りがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※4 集団保育を行っていますので、食事、行事等について個別対応が難しいこともあります。ただし、原則としてアレルギー対応食は、提供可能です。
- ※5 施設の見学を希望される場合は、各施設にお問い合わせください。
- ※6 開所時間は、延長保育の時間を含みます。
- ※7 子育てひろば事業とは、実施保育所が子育て家庭に対する子育て支援施策を推進することにより、子育て家庭の福祉の向上を図ることを目的とした事業のことで、
- ※8 熱がある場合や病気の場合は、各施設のルールにより利用できないことがあります。
- ※9 利用にあたっては、事前に各施設が提示する重要事項説明をよくご確認ください。入園時の主な必需品・実費負担も記載されています。詳細は、各施設へお問い合わせください。

☆城山保育園では、令和6年8月から令和8年3月までの間、園舎の建て替え工事を実施するため、下記の期間は駐車場及び園庭を使用することができませんので、ご了承ください。

【予定期間】

駐車場 令和6年8月から令和7年8月まで

園庭 令和6年8月から令和8年3月まで

工事期間は工事の進捗状況によって前後しますので、詳細は園にお問い合わせください。

各施設の第三者評価の結果を、とうきょう福祉ナビゲーション
(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>) で確認することができます。



2 家庭的保育事業（保育ママ）

(1) 保育ママとは

家庭的保育事業（保育ママ）は、地域型保育事業の1つで、市で認定している保育ママが、お子さんを家庭的な環境の中で保育する事業です。

保育ママは、保育士、教員等の資格を持った方、又は市が指定した研修を修了した方です。家庭的な環境での少人数の保育を特色とし、『お子さんの成長、発達にあわせたきめ細やかな対応を心がけ、家庭的なあたたかい雰囲気のある保育』を行っています。

認可保育所とは対象児童、利用方法等、異なる点が多々ありますので、申込及び利用に当たっては、以下に記載している内容や「保育所・保育ママのご案内」をよくお読みになり、ご不明点等はお問い合わせください。また、申込前に見学することをお勧めします。

(2) 基本情報

対象児童	生後57日経過後～2歳児クラス（満3歳に達する日の属する年度の年度末まで） ※食物アレルギー保有、熱性けいれん既往歴のあるお子さんは、申込みできません。 ※2歳児クラス卒園後、アレルギー発生時、施設閉所等の際は、他の施設への入所の利用調整において加点があります。
定員	3～5人（保育ママ一覧（P20）参照）
保育場所	保育ママの自宅又は自宅以外のアパート等の育児専用室等にて保育を行います。
開所日	月曜日～金曜日 ※土曜日、日曜日、国民の祝日と年末年始（12月29日～1月3日）及び保育ママの年次休暇（15日以内）・夏季休暇（5日）取得時、研修・会議時は、お預かりしていません。 休暇取得時・研修受講時等の際は、連携施設での代替保育となります。
開所時間	7時～18時又は8時～18時（保育ママ一覧（P20）参照） ※保育短時間の方は、午前8時30分～午後4時30分（1日最大8時間）の間、保育標準時間の方は開所時間内で、保育の必要性に応じた利用時間となります。
見学	見学を希望する場合は、見学申込書（市所定用紙）を保育ママにFAXするか、申込書と同内容を保育ママのメールアドレスにご連絡ください。保育ママからお返事します。

(3) 保育ママとの契約について

保育ママは、市から利用内定の連絡があった後、保育ママと面接した上で**直接契約を結び利用開始**となります。面接・契約の際は、下記の項目等について確認・相談してください。

※認可保育所とは利用方法等について異なる部分がありますので、よくご確認ください。

主な確認・相談項目	
①利用する曜日・時間	⑤実費負担の額及び支払方法
②食物アレルギー・熱性けいれんについての注意事項	⑥病気・事故の際の対応
③保育環境・保育体制	⑦お子さんの健康状態
④連携施設による代替保育	⑧その他守るべき事項について

(4) 連携施設

保育ママが休暇取得、研修参加等によりお休みの際は、連携施設でお子さんの保育を行います。連携施設の都合上、お預かりができない場合は、第五保育園にて代替保育を行います。

また、連携施設は、保育ママに対して保育援助、保育相談等を行うほか、連携施設の主催事業（行事、園庭開放等）に保育ママとお子さんが一緒に参加し、保育所の園児と交流を図ります。

なお、連携施設は、変更になることがあります。

(5) 保育料等

保育ママにかかる料金は、以下のとおりです。直接保育ママにお支払いください。

保育料	0～2歳児クラス保育料表（P15）のとおりに ※認可保育所と同額
その他	寝具、おむつ等は持参又は実費負担 その他、保育に直接必要な費用を負担していただく場合があります。
延長保育料	保育短時間認定の方が8時間を超えて利用する場合は、別途延長保育料が掛かります。 ※18時以降（開所時間外）の延長保育は、原則行っていません。

(6) 保育ママの利用に関する注意事項

- 看護師が常駐していないため、食物アレルギーを保有するお子さん、熱性けいれんを起こしたことのあるお子さんを原則お預かりすることはできません。
- 保育ママ利用後、食物アレルギーが発症した場合は、原則、ご家庭でお弁当を作ってきていただくことになります。この場合、お弁当にかかる実費は、ご家庭で負担いただきます。
- お子さんのお薬を預かることはできません。また、発熱や嘔吐・下痢の症状があるときは、お子さんを預けることはできません。
- 保育ママ入所者は、利用開始時及び年2回の健康診断を受診していただきます。保護者がお子さんを連れて、直接指定の病院に行って、受診してください。
- 利用開始月には、「ならし保育」として早めのお迎えを依頼することがありますが、期間、時間等については、お子さんの状況と保護者の意向に沿って、保護者と保育ママとの間で決定します。

(7) 稲城市内の保育ママ一覧

保育ママ名	駐車場	開所日	利用定員	メールアドレス等	問合せ時間
所在地		開所時間	連携施設 (予定)	電話番号・FAX	資格等
しみず あきこ 清水 明子 (女性)	有	月～金	3人	【ホームページ】 http://www.akkomama.com 【メール】 life.akiko@icloud.com	開所日の8時～18時
若葉台2-12 (ファインストーリーA内)		8時～18時	もみの木保育園若葉台	TEL・FAX 350-1778	・家庭的保育者認定研修 ・幼児体育指導者2級 ・チャイルドマインダー ・小児救急救護法国際認定
うえこう なおみ 上高 巨美 (女性)	有	月～金	5人	hoiku201@gmail.com	開所日の9時～19時
矢野口620 アドニス201 (矢野口駅南側から徒歩3分)		7時～18時	松葉保育園	TEL 090-8033-7778 FAX 379-6898	・家庭的保育者認定研修 ・保育士・幼稚園教諭 ・LSFA-children's (乳幼児・小児の応急手当) 認定資格
うえこう ゆうき 上高 有基 (男性)	有	月～金	5人	audocomomomo@gmail.com	開所日の9時～19時
矢野口620 アドニス203 (矢野口駅南側から徒歩3分)		7時～18時	中島ゆうし保育園	TEL 080-1227-1566 FAX 379-6898	・家庭的保育者認定研修 ・社会福祉主事任用資格 ・LSFA-children's (乳幼児・小児の応急手当) インストラクター ・児童発達支援士

※問合せ時間中であっても、保育中の場合は、電話に出られないことがあります。

3 認定こども園

○認定こども園とは

幼稚園や保育所の機能を有し、教育と保育を提供するとともに、都道府県の認可・認定を受けて子育て支援事業を行う施設です。

なお、稲城市には、**幼保連携型認定こども園**と**幼稚園型認定こども園**の2種類があります。

※利用区分によって申込先、選考先、保育料等が異なります。

※認定こども園の1号認定で入所した場合で、保護者が就労等により2号認定を取得した場合、2号認定の空き定員と園の運営状況によっては、園の内諾があれば優先的に同園の2号枠を継続利用する利用調整を受けることが可能です。(園が内諾するのは、兄弟姉妹の入所の可否に関わらず、必ず2号枠に移る方のみです。入所申込書の兄弟姉妹入所条件は、別保順次のみです。)

※1号認定については、通常の開所時間の後に別料金で預かり保育又は幼稚園型一時預かりを実施しています。

※詳細についてあらかじめ園の説明を受けた上で、お申込みください。

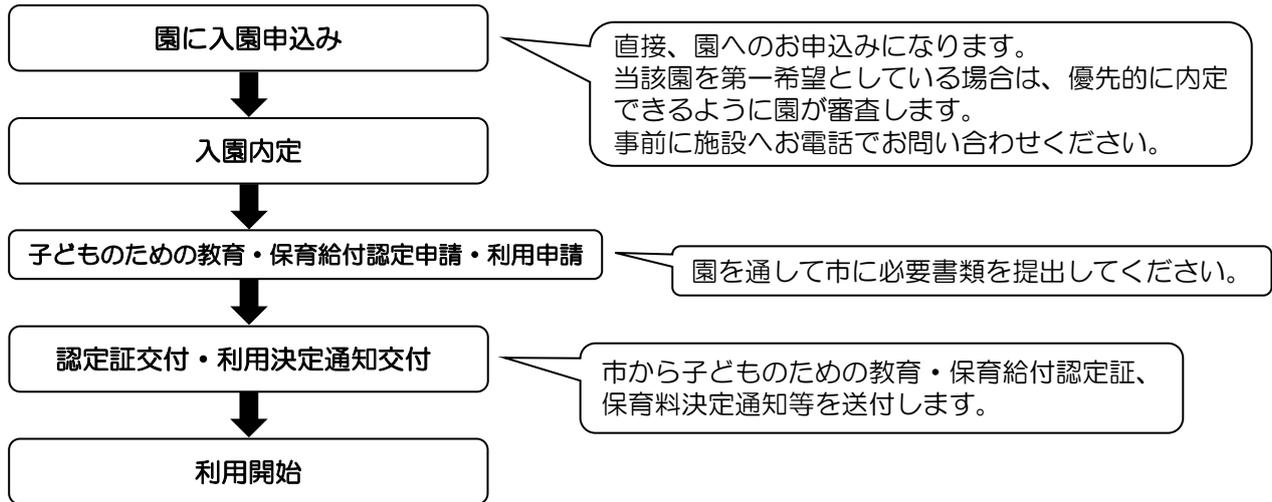
幼保連携型認定こども園					
施設名	区分	所在地	電話番号	開所時間	対象年齢
サザンヒルズ こども園	保育所機能部分 (2・3号)	百村1461	401-5133	【2・3号】(月～土) 7時～19時 (延長を含む。)	0～2歳：42人 3～5歳：54人 ※生後57日から
	幼稚園機能部分 (1号)			【1号】(月～金) 8時45分～13時45分	3～5歳：36人
				[幼稚園型一時預かり]	(月～金) 7時45分～17時

幼稚園型認定こども園					
施設名	区分	所在地	電話番号	開所時間	対象年齢
認定こども園 子どもの森	保育所機能部分 チャイルドケアセンター 別棟：チャイルドケアセン ターぶらす (3号)	矢野口1759 別棟： 矢野口2240-1	370-2880 別棟： 401-5550	【3号】(月～金) 7時30分～18時30分	【3号】 0～2歳：70人 ※別棟を含む。 ※生後6か月から
	矢の口幼稚園 保育所機能部分 (2号)	矢野口1753	377-7654	【2号】(月～金) 7時30分～18時30分	【2号】 3～5歳：130人
	矢の口幼稚園 幼稚園機能部分 (1号)			【1号】(月～金) 9時～13時30分	【1号】 満3～5歳：270人
				[預かり保育]	(月～金) 8時～17時30分
認定こども園 青葉幼稚園	保育所機能部分 (2号)	矢野口645	378-1217	【2号】(月～土) 7時30分～18時30分	3～5歳：90人
	幼稚園機能部分 (1号)			【1号】(月～金) 9時～14時	満3～5歳：225人
				[預かり保育]	(月～金) 7時30分～18時30分

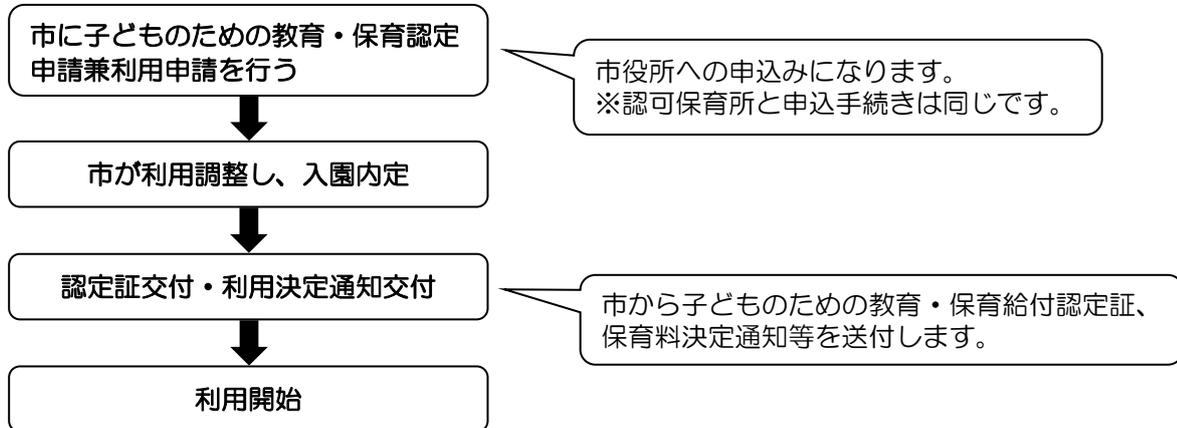
※開所時間は、延長保育時間を含みます。

○利用の流れ

【幼保連携型認定こども園（1号部分）・幼稚園型認定こども園（1・2・3号部分）】



【幼保連携型認定こども園（2・3号部分）】



○注意事項

- ・入園後は、就学前まで通うことが前提となります。
- ・幼稚園と一体的な運営を行う等、認可保育所とは異なるため、保育内容等を事前に園に確認してください。

○保育料、その他費用徴収について

保育料については、保育料表（P15）のとおりです。ただし、**施設において特定負担額（特別保育料）及び実費徴収が発生します。詳しくは、事前に施設までお問い合わせください。**

※保育料は、施設に直接お支払いください。

○給食費について

1号（教育認定）	施設へお支払いください。（各施設が金額を定める私債権です。） ただし、以下の要件に該当する場合は、副食費分が免除となります。 【免除対象者】 子どもの数え方は、下記「給食費における第1子・第2子・第3子以降の適用について」1及び小学校第3学年までの児童の中で、年齢が高い順に数えて適用します。 ①市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の第1子、第2子 ②第3子以降
2号（保育認定） （3歳児クラス以上）	施設へお支払いください。（各施設が金額を定める私債権です。） ただし、以下の要件に該当する場合は、免除となります。 【免除対象者】 子どもの数え方は、下記「給食費における第1子・第2子・第3子以降の適用について」をご確認ください。 ①市町村民税所得割額が63,000円未満（要保護世帯の場合は77,101円未満）の世帯の第1子 ②市町村民税所得割額が145,000円未満の世帯の第2子 ③第3子以降
3号（保育認定） （0～2歳児クラス）	保育料に含まれています。

※上記で用いる市町村民税所得割額とは、保育料決定のための額と同じく、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除前の額です。

○給食費における第1子・第2子・第3子以降の適用について

1 下記対象施設又は事業を利用しているきょうだいの中で、年齢が高い順に数えて、該当する順位に相当するものを適用します。（②・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨の施設については、申請が必要です。）

【対象施設】①保育所 ②幼稚園 ③認定こども園 ④家庭的保育事業等 ⑤児童発達支援 ⑥医療型児童発達支援 ⑦特別支援学校幼稚部 ⑧児童心理治療施設通所部 ⑨企業主導型保育事業

2 市町村民税所得割額が57,700円未満（下記要保護世帯に該当する場合は、77,101円未満）の世帯の第1子・第2子・第3子以降の適用については、保護者と生計が同一のきょうだいがいる場合は、きょうだいの年齢・利用施設を問わず、年齢が高い順に数えて、該当する順位に相当するものを適用します。（きょうだいが同一住所にいない場合は、申請が必要です。）

【要保護世帯】児童の属する世帯に、以下の者がいる場合をいいます。

①母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない方で現に児童を扶養しているもの ②身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 ③療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ⑤特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童 ⑥国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者等

4 幼稚園

無償化については、P29～31Ⅶをご確認ください。

幼児期の教育を行う学校施設です。お昼過ぎ頃までの教育時間のほか、施設によりその前後の時間や長期休暇中の預かり保育等を実施しています。

幼稚園は、新制度に移行している幼稚園と、移行していない現行制度幼稚園があります。

新制度園を利用する場合は子どものための教育・保育給付認定申請を、現行制度園を利用し子育てのための施設等利用給付を受けたい場合は子育てのための施設等利用給付認定申請を、園を通して行う必要があります。市内園は、通常の保育時間のほか、預かり保育も実施しています。

○稲城市内の幼稚園

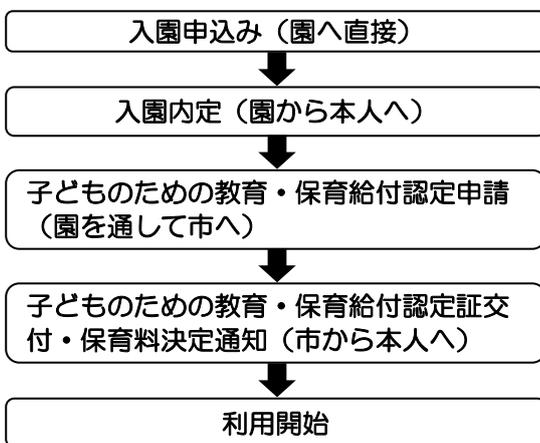
稲城市内には、私立幼稚園が7園あります（認定こども園を含む）。

新制度園は、矢の口幼稚園（認定こども園子どもの森の一部）と青葉幼稚園（認定こども園青葉幼稚園の一部）です。

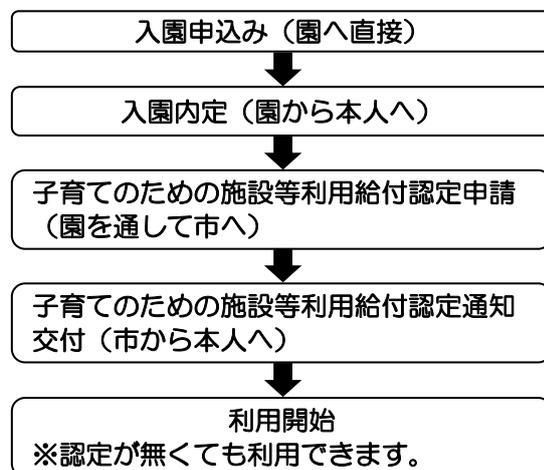
幼稚園名	区分	満3歳児クラスの有無	所在地	電話番号
青葉幼稚園	新制度園	有	矢野口645	378-1217
コマクサ幼稚園	現行制度園	有	大丸68-1	377-1454
こまざわ幼稚園	現行制度園	無	向陽台3-3	378-6966
はなぶさ幼稚園	現行制度園	有	平尾2-9-11	331-1711
平尾わかば幼稚園	現行制度園	有	平尾3-7-5	331-5511
矢の口幼稚園	新制度園	有	矢野口1753	377-7654
梨花幼稚園	現行制度園	有	押立392	377-6807

本しおり発行日現在

○新制度園利用の流れ



○現行制度園利用の流れ



○幼稚園の保育料等について

■新制度に移行している幼稚園

市で決定する保育料は、無償化となります。ただし、園において特定負担額（特別保育料）及び実費徴収が発生します。詳しくは、園までお問い合わせください。

■現行制度幼稚園の保育料等

保育料等については、園の定める金額を園にお支払ください。

子育てのための施設等利用給付の対象となります。詳しくは、園までお問い合わせください。

■補助制度

どちらの制度の園も「稲城市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金」の支給対象となります。補助金申請方法、条件等の詳細については、別途園を通してお知らせします。

5 東京都認証保育所（認可外保育施設）

無償化については、P29～31Ⅶをご確認ください。

認証保育所とは、認可外保育施設の種類で、大都市の多様なニーズに対応するため、東京都の認証基準を満たすとして認証された保育所です。

○稲城市内の認証保育所

申込み方法や詳細については、各施設に直接お問い合わせください。

認証保育所名 メール	所在地 (最寄駅)	電話番号	保育時間	定員※
ピノキオ幼児舎稲城園 P-inagi@san-koh.com	東長沼3107-1 2F (稲城駅北側)	379-1880	午前7時～午後8時	33人
稲城雲母保育園 inagi@kirara-hoikuen.com	大丸1025-3 (南多摩駅)	379-7720	午前7時～午後9時	34人
保育ルームフェリーチェ稲城長沼園 feliceinagi@arcobaleno.jp	東長沼566-1 (稲城長沼駅)	379-1158	午前7時30分～午後9時	24人

※随時変更あり

○保育料

施設に直接お支払いください。

また、保育料の額は、各施設により異なりますので、施設に直接お問い合わせください。

○補助金

稲城市認可外保育事業利用者利用料補助金の支給対象となります（条件あり）。

6 企業主導型保育事業（認可外保育施設）

無償化については、P29～31Ⅶをご確認ください。

企業主導型保育事業とは、企業が自治体を通さず国から直接補助金をもらい、従業員や地域の子育て家庭の児童の預かり等の保育サービスを提供する保育事業です。職員配置や面積基準は、国が要綱で定め、東京都や国の委託した児童育成協会が監督しています。稲城市内で開園している施設は、以下のとおりです。

○稲城市内の企業主導型保育事業

市内の施設名	所在地	運営法人	電話番号
しいのみ保育園	矢野口277-11	学校法人 柿の実学園	042-379-8671
わかば台保育所	若葉台3-12-3	株式会社ゼネラル	042-350-7282

○保育料

施設に直接お支払いください。

また、保育料の額は、各施設により異なりますので、施設に直接お問い合わせください。

○補助金

稲城市認可外保育事業利用者利用料補助金の支給対象となります（条件あり）。

VI その他の保育事業

1 一時預かり事業

無償化については、P29～31Ⅶをご確認ください。

保護者の就労形態等により家庭における保育が断続的に困難となる児童が一時的に保育を必要とする場合に、保育所等において保育サービスを実施することにより、子育て家庭を支援することを目的としています。

実施園			
ひらお保育園※火・木のみ	松葉保育園	若葉台バオバブ保育園	もみの木保育園若葉台
中島ゆうし保育園	本郷ゆうし保育園	稲城矢野口雲母保育園	いなぎのぞみ保育園
しおどめ保育園稲城	大丸ゆうし保育園		

対象 保護者が稲城市在住で本事業を必要とする、満1歳以上の集団保育が可能な就学前の児童
 ※利用日に満1歳以上であることが必要です。
 ※認可保育所・認定こども園・新制度幼稚園・地域型保育事業に在園している児童は、利用できません。
 ただし、里帰り出産によって一時的に稲城市の保育所利用を希望される方は、一時預かりを利用できます
 (本来の居住市で認可保育所等を利用していても、利用できます。)

保育時間 午前8時30分～午後5時(延長保育は行っていません。)

休業日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)。また、園により、土曜日開所や週3日の利用制限がありますので、各園にお問い合わせください。

定員 1日あたりおおむね5～10人

申込 実施園へ直接、利用開始日の前日午後5時まで(初回利用時は7日前まで)にお申込みください。
 詳細は、園にお問い合わせください。
 ※キャンセルする場合は、必ず園に連絡してください。

利用料 園に直接お支払いください。

免除制度 生活保護世帯・前年度市町村民税非課税世帯は、利用料が免除となります。該当すると思われる方は、一時預かりを利用する7日前までに市に申請してください。

	令和6年4月1日現在の年齢	3歳児以上	3歳児未満
料 金	4時間未満	1,500円	1,800円
	4時間以上8時間以内	2,500円	3,000円
	8時間を越えた30分	500円を加算	

※給食費その他実費は、上記に含まれません。また、給食費その他実費は無償化の対象外です。

2 休日保育事業

日曜日・祝日(12月29日～1月3日を除く。)に、保護者の就労により保育が困難となる場合に、児童を保育する事業です。

対象 次の①～④すべてに該当する児童 ※認可保育所在園児以外も利用できます。

- ①稲城市内在住者で、医療行為が必要でない集団保育が可能な1歳児クラスから就学前の者
- ②保護者が就労(4時間以上)のため家庭において保育ができず、休日保育用就労証明書を提出できる者
- ③保育を行う日に、保護者が昼食等を持参することが可能な者
- ④1週間の保育所等における保育日が連続7日以上とならない者

保育時間 午前7時～午後6時

定員 1日あたりおおむね10人

実施園・申込先 私立本郷ゆうし保育園 稲城市東長沼2115-2 電話番号:401-6951

申込 登録は利用申込の7日前(当該日が、土日祝日又は12月29日～1月3日の場合は、その前日以前の直近の平日)まで、利用申込は保育希望日の1か月前～14日前までに行う必要があります。詳細は、実施園又は子育て支援課保育・幼稚園係までお問い合わせください。

利用料(実費) 1人1日3,500円⇒園に直接お支払い(無償化対象外)

免除制度 生活保護世帯・前年度市町村民税非課税世帯は、利用料が免除となります。該当すると思われる方は、事前に市に申請してください。

※登録票等の様式は、市役所・私立本郷ゆうし保育園で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

3 年末保育事業

年末、仕事等で家庭での保育が困難な保護者に代わって保育する事業です。

※日曜日の実施については、実施内容が異なる部分があります。

対象	稲城市内在住で医療行為が必要でない集団保育が可能な生後4か月以上かつ就学前の児童（日曜日の場合は、1歳児クラス以上。また、市内認可保育所に在園している児童も利用可）
実施日	12月29日～12月31日
保育時間	午前7時～午後6時 ※満1歳以上については、午後7時までの延長保育があります。
定員	各日おおむね60人（日曜日の場合は、おおむね10人） ※歳児ごとに定員があります。
実施園	私立本郷ゆうし保育園 稲城市東長沼2115-2 電話番号：401-6951
申込先	子育て支援課保育・幼稚園係 ※郵送可
申込	10月15日号広報いなぎでお知らせします。（予定）
利用料	2,500円（日額・実費）⇒市にお支払い（無償化対象外）
免除制度	生活保護世帯・当該年度市町村民税非課税世帯は、利用料（延長保育料を除く。）が免除となります。該当すると思われる方は、申込時に市に申請してください。
延長保育料	30分につき500円、万が一、午後7時以降のお迎えとなった場合は、30分につき1,000円が別途必要です。⇒園にお支払い（無償化対象外）

4 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と、子育ての援助を行いたい方（活動会員）が会員となり、地域の中で子育てを支援する有償のたすけあい活動です。

援助できる内容（例）

無償化については、P29～31Ⅶをご確認ください。

- ・ 保育園、幼稚園等の送迎や登園前後の子どもの預かり
- ・ 学校の放課後、学童クラブの終了後の子どもの預かり
- ・ 子どもの習い事前後の送迎や預かり
- ・ 子どもの病気回復期の預かり（※病時は不可）
- ・ 保護者等の病気、その他急用の場合の子どもの送迎や預かり

※お子さんへの急な対応や短期・補助的な援助を行うもので、専門的な保育を行うものではありません。

対象	生後4か月～小学校6年生（障害等による特例があります。）
活動時間	利用会員と活動会員との話し合いにより決定します。 援助活動は早朝・夜間に渡ることもありますが、宿泊は行いません。
活動場所	原則として活動会員の自宅で行います。
申込み	ファミリー・サポート・センターに申込みをして利用会員登録後（年会費500円）、活動会員を紹介し、活動会員と事前打ち合わせして利用を開始します。
利用料	1時間900円～1,100円。曜日や時間帯により異なります。 ※2人目半額。また、産後の体調不良、多産児出産、生活保護世帯、低所得世帯、障害児を療育する世帯等の保護者が、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合は、その一部を市が補助する「利用料補助制度」があります。

申込み・問合せ先

- 稲城市ファミリー・サポート・センター（福祉センター内稲城市社会福祉協議会）
住所：稲城市百村7 電話番号：378-5551
- あそびの広場向陽台
住所：稲城市向陽台3-2（向陽台小学校敷地内） 電話番号：370-0106

5 病児保育事業

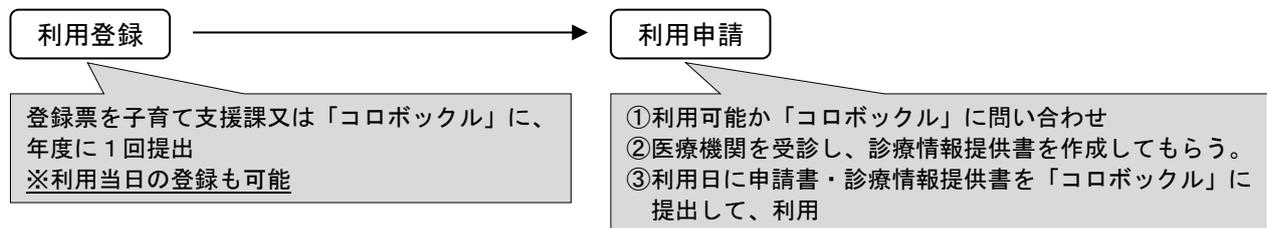
無償化については、P29～31Ⅶをご確認ください。

●病後児保育室「コロボックル」

病気の回復期にある小学校3年生までのお子さんを、仕事等の理由により家庭で看護ができない場合に、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが一時的にお預かりします。

- 対象** 満4か月から小学校3年生までの病気の回復期にある児童
※保護者が市内在住又は市内在勤の方が対象となります。
※回復期の判断は、診療情報提供書による判断となります。
- 保育時間** 午前8時～午後6時（日曜日・祝日・年末年始を除く。）
- 定員** 2人
- 利用料** 1人1日2,000円（施設に直接お支払いください。その他、給食費等500円程度の実費がかかる場合があります。）
- 免除制度** 生活保護世帯・前年度市町村民税非課税世帯は、利用料が免除となります。該当すると思われる方は、事前に市に申請してください。

利用の流れ



※登録票等の様式は、市役所・コロボックルで配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

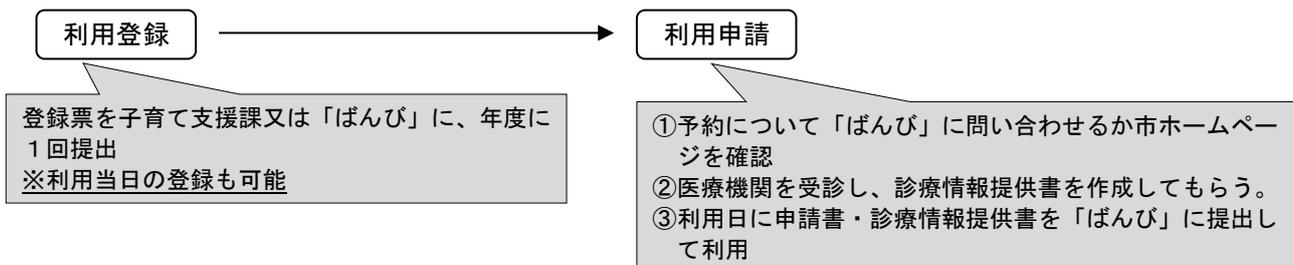
- 所在地** 東長沼3107-1 PIATOWN21 2階（京王相模原線稲城駅北側）
- 電話番号** 370-8731 **FAX** 370-8732
- 問合せ先** 病後児保育室「コロボックル」又は子育て支援課保育・幼稚園係

●病児・病後児保育室「ばんび」

病気やケガをしているお子さんや病気の回復期にあるお子さんを、仕事等の理由により家庭で看護ができない場合に、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが一時的にお預かりします。

- 対象** 満4か月から小学校3年生までの当面病状の急変が認められない児童
※保護者が市内在住又は市内在勤の方が対象となります。
- 保育時間** 午前8時～午後6時（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。）
- 定員** 4人
- 利用料** 1人1日2,000円（施設に直接お支払いください。その他、実費がかかる場合があります。）
- 免除制度** 生活保護世帯・前年度市町村民税非課税世帯は、利用料が免除となります。該当すると思われる方は、事前に市に申請してください。
- 昼食等** お子さんの症状にあわせて、昼食、飲み物、おやつ等を持参していただきます。

利用の流れ



※登録票等の様式は、市役所・ばんびで配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

- 所在地** 大丸1171 稲城市立病院 健診・外来棟2階
- 電話番号** 401-5927（FAXも同じ番号）
- 問合せ先** 病児・病後児保育室「ばんび」又は子育て支援課保育・幼稚園係

Ⅶ 幼児教育・保育の無償化及び幼稚園、認可外保育施設の補助金

1 幼児教育・保育の無償化（国制度）について

令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が始まりました。認可保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園に通う3～5歳児クラスまでの子ども及び0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもの保育料（市が定める保育料）が無償（0円）となります。その他の施設を利用する子どもについては、子育てのための施設等利用給付によって上限額の範囲内で無償化となります。利用する施設により対象者、手続き等が異なります。

※子育てのための施設等利用給付認定は、通称で新1号・新2号・新3号認定と表現されることもあります。

(1) 認可保育所・認定こども園・新制度幼稚園・地域型保育事業（家庭的保育事業）を利用する方

対象者	3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども及び市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子ども（幼稚園の満3歳児クラスを含む。）
無償化の内容	保育料が無償（市が定める保育料が0円）となります。
手続き	手続きは不要です。

(2) 現行制度幼稚園を利用する方

対象者	満3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども ※いわゆるプレ入園は対象外
無償化の内容	保育料・入園料を対象に、子育てのための施設等利用給付月額上限25,700円を給付
手続き	①施設利用開始前までに、施設を通して市に子育てのための施設等利用給付認定申請（1号）をする必要があります。申請書は、施設又は市ホームページから入手してください。 ②請求方法については、「※2 子育てのための施設等利用給付の請求方法について（P31）」をご確認ください。

(3) 現行制度・新制度幼稚園又は認定こども園（幼稚園機能部分）における預かり保育を利用している方

対象者	対象者1 保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定（2号））（※1）を受けた3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども 対象者2 保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定（3号））（※1）を受けた満3歳児クラス（満3歳となった日から最初の3月31日までの間にある子ども）の市町村民税非課税世帯の子ども
無償化の内容	現行制度幼稚園の利用に対する月額上限25,700円に加えて、預かり保育の利用日数に応じて子育てのための施設等利用給付月額上限450円（対象者1については月額上限11,300円、対象者2については月額上限16,300円）を給付 ※預かり保育の実施日数が年間200日未満又は平日の預かり保育を含めた開所時間が8時間未満の場合は、預かり保育の月額上限の範囲内で認可外保育施設等の利用料についても給付対象となります。
手続き	①給付開始希望日前までに、幼稚園を通して市に子育てのための施設等利用給付認定申請（2号・3号）をする必要があります。申請書は、施設又は市ホームページから入手してください。 ②請求方法については、「※2 子育てのための施設等利用給付の請求方法について（P31）」をご確認ください。

(4) 企業主導型保育事業を利用している方

対象者	3歳児クラスから5歳児クラスまで及び市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子ども（地域枠利用者の場合は、保育の必要性の認定（子どものための教育・保育給付認定）が必要）
無償化の内容	国が定める標準的な利用料が無償化となります。 ※標準的な利用料とは、国の企業主導型保育事業費補助金実施要綱に規定する利用者負担相当額です。詳細は、施設にお問い合わせください。
手続き	従業員枠利用者は、市への手続きは不要です。地域枠利用者は、施設利用開始日までに保育を必要とする認定（子どものための教育・保育給付認定2号・3号）を受ける必要があります。申請書は、施設又は市ホームページから入手してください。

(5) 認可外保育施設（東京都認証保育所等）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用している方

※認可外保育施設は、都道府県等に届出をし、所在区市町村が確認している施設が無償化の対象です。届出をしているかは、施設又は所在自治体にご確認ください。市内施設については、市ホームページに掲載しています。
※認可外保育施設については、令和6年10月1日以降は、都道府県等の指導監督基準を満たす施設のみが、子育てのための施設等利用給付の対象となります。

対象者	対象者1 保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定（2号））（※1）を受けた3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども 対象者2 保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定（3号））（※1）を受けた0歳児クラスから2歳児クラスまでの市町村民税非課税世帯の子ども
無償化の内容	対象者1 保育料を対象に、子育てのための施設等利用給付月額上限37,000円を給付 対象者2 保育料を対象に、子育てのための施設等利用給付月額上限42,000円を給付 ※複数の事業を利用した場合も、上限額の範囲内で給付の対象となります。
手続き	①給付開始希望日前までに市に子育てのための施設等利用給付認定申請（2号・3号）をする必要があります。申請書は、施設又は市ホームページから入手してください。 ②請求方法については、「※2 子育てのための施設等利用給付の請求方法について（P31）」をご確認ください。

※1 保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定（2号・3号））の要件及び添付書類

要件	必要書類
就労（被雇用者）（*）	就労証明書（就労内定中の方は、就労開始後に提出してください。）
就労（自営業、親族経営の従業員、業務委託受注者、フリーランス、会社役員等）（*）	①就労証明書 ②スケジュール表 ③自営実績書類（確定申告書・直近3か月の収入が分かる書類・営業許可証・開業届のいずれか）
育児休業中の方（認可外保育施設利用児童が施設を利用開始した時点では、保護者が就労しており、利用開始後に下の子の出産に伴い育児休業を取得した場合に限る。）	就労の場合と同様
出産（出産月及びその前後2か月の間に限る。）	母子手帳のコピー（①父母氏名 ②分娩予定日の記載があるページ）
疾病・障害	次のいずれかが必要になります。 ①診断書（希望する認定開始日を含む治療期間と家庭保育が困難であることの記載があるもの） ②障害者手帳等の写し
看護・介護（*）	①被看護者・被介護者の診断書又は障害者手帳等の写し ②スケジュール表
就学（*）	①在学証明書（学校が発行したもの） ②スケジュール表
求職活動（3か月間に限る。）	子育てのための施設等利用給付認定申請書（2号・3号）に面談日等を記載してください。

* 「就労」「看護・介護」「就学」要件の最低基準は、週12時間以上です。

※2 子育てのための施設等利用給付の請求方法について

代理受領方式又は償還払い方式によって給付されます。

市内幼稚園・市内認定こども園・認証保育所及び市外幼稚園（預かり保育を除く。）については、原則代理受領方式です。それ以外の施設（事業）については、原則償還払い方式です。市外の施設については、施設又は所在自治体に問い合わせてください。

代理受領方式	本来の利用料から子育てのための施設等利用給付費を差し引いた残りの利用料を施設に支払ってください。施設が市から代理受領します。利用者の市への請求手続きは不要です。
償還払い方式	一旦利用料全額を施設に支払った後に、「領収証」及び「特定子ども子育て支援提供証明書」を添付して、市に子育てのための施設等利用給付費を請求してください。 市から本人に直接支給します。請求書の様式は、施設又は市ホームページから入手してください。 ●請求締切と支払日（年4回） 以下の締切日（土日祝日の場合は、翌営業日）までの請求分を、翌月末頃に支払います。 ①7月15日 ②10月15日 ③1月15日、④翌年度4月15日 ※年度分を一括請求することも可能です。

※3 無償化の対象とならない費用

無償化の対象となる費用は、保育料に限ります。おやつや給食に係る食材料費、通園送迎費、行事費等は、自己負担です。

※4 市町村民税非課税世帯とは

4月～8月利用については前年度の、9月～翌3月利用については当該年度の市町村民税非課税世帯のことをいいます。

2 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

国制度の無償化の制度に加えて、保護者が実際に負担した入園料（※）・特定負担額・その他納付金の合計額から子育てのための施設等利用給付額（一般的な月額25,700円）を引いた額を上限として、月額1,800円～6,200円（予定）を支払います。また、新入園児を対象に、入園した年度に限り入園準備金として年額10,000円を支払います。申請書は、施設を通して6月頃に配布し、11月末頃と5月末頃に保護者に直接支払います。市外の施設を利用する方は、市ホームページから入手してください。

※入園料が対象となるのは、東京都知事が認定する幼稚園類似の幼児施設利用者のみです。

3 稲城市認可外保育事業利用者利用料補助金

国の無償化の制度に加えて、認可外保育施設のうち東京都認証保育所及び企業主導型保育事業の従業員枠又は子どものための教育・保育認定を受けて地域枠を利用する方の保育料（実費を除く。）に対し、補助制度があります。申請書は、施設を通して前年度2月頃に配付します。市内の施設に年度途中入園の方は、園より随時配付します。市外の施設を利用する方は、市ホームページから入手してください。

東京都認証保育所の利用者に対しては原則として施設による代理受領方式で支払い、企業主導型保育事業の利用者に対しては保護者に年4回（8月末・11月末・2月末・5月末（予定））に分けて直接支払います。

【補助単価（月額上限額）等（予定）】

補助対象世帯			対象施設	利用者支援	多子世帯支援	
補助基準額	0～2歳児	課税世帯	第1子	認証保育所	20,000円	—
			第2子以降	企業主導型保育所		27,000円
	3～5歳児	非課税世帯	第1子	認証保育所	—	—
			第2子以降	認証保育所	—	25,000円
			第1子	認証保育所	—	—
			第2子以降	認証保育所	—	20,000円

Ⅷ 子ども家庭支援センター・あそびの広場向陽台

□子ども家庭支援センター

所在地：稲城市東長沼2115-2 3階 電話番号：378-6366 FAX：378-8900

□あそびの広場向陽台

所在地：稲城市向陽台3-2（向陽台小学校敷地内） 電話番号：370-0106 FAX：378-5036

1 子どもと子育て家庭の総合相談事業

子どもと子育て家庭についての不安や悩み、困っていること等に無料で相談に応じます。個人の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

- 相談方法**
- ①電話 月～金（祝日・年末年始を除く。）午前8時30分～午後5時
 - ②来所 予約制。事前にご予約ください。予約電話番号：378-6366
 - ③メール 子ども家庭支援センターホームページのメール相談フォームからメール相談ができます。原則、おおむね1週間以内にお答えします。

問合せ 子ども家庭支援センター（電話番号：378-6366）

2 子どもショートステイ事業

保護者の方が出産、病気等で一時的に育児が困難になったときに、市が委託する児童養護施設等で短期間お子さんをお預かりします。

このようなときにご利用ください。

- ・育児疲れや育児不安のとき
- ・出産や病気のために入院するとき
- ・家族等を看護、介護するとき
- ・災害や事故にあったとき
- ・冠婚葬祭に出席するとき
- ・仕事で出張するとき

場所 社会福祉法人東京サレジオ学園 所在地 稲城市東長沼717-19

対象 市内在住の満1歳6か月から小学校6年生までの児童

定員 1日3人（1家庭まで）

利用期間 1か月につき6泊7日まで

※原則、保護者の方が代理の方による送迎をお願いします。

費用 ①利用料（1泊あたり） 3,000円

宿泊を伴わない一時預かりの場合は、1日1,500円（時間 午前8時30分から午後8時まで）
1泊は24時間とし、最終宿泊日において24時間を越えた場合は、延長料が発生します。

②食事代（1食あたり） 朝食250円・昼食450円・夕食500円

③延長料（1時間あたり） 300円

※利用料のみ、生活保護世帯・市町村民税非課税世帯の場合は、免除あり

申込み 利用希望の方は、原則利用日の10日前までに、子ども家庭支援センターにお問い合わせください。

問合せ 子ども家庭支援センター（電話番号：378-6366）

3 育児支援ヘルパー事業

産前産後の家事及び育児支援が必要とされる家庭にヘルパーを派遣し、家庭での家事や育児を支援します。

対象 市内在住の母子健康手帳を交付された妊婦又は3歳未満のお子さんを養育している方で、家事・育児に支援が必要な方

単胎児の1歳児・2歳児は、保育サービスを利用していないお子さんが対象となります。

支援内容 ①家事援助（食事準備、片付け、買い物、掃除、洗濯等）

②育児援助（授乳、おむつ交換、沐浴等）

③付き添い援助（乳幼児の健康診断や予防接種時の保護者との同行、保育施設等への付添い等）

※育児援助支援は、保護者の不在時には受けられません。

派遣時間等 午前8時から午後6時までの間の希望する時間（年末年始を除く。）

1日につき2回まで、1回につき4時間まで、ヘルパーの派遣人数は1人（原則）

利用限度時間・利用料

対象者	利用限度時間	利用料
単胎児 妊婦～1歳未満	60時間	900円／時間
1歳～2歳未満	20時間	
2歳～3歳未満	20時間	
多胎児 妊婦～1歳未満	120時間	妊娠中900円／時間 出産後500円／時間
1歳～2歳未満	90時間	
2歳～3歳未満	60時間	

※利用限度時間は、繰り越しができません。
※利用料金は、1時間以上30分単位で算定
※生活保護世帯・非課税世帯の場合は、免除あり

申込み 利用日の7日前までに申請書（市ホームページからダウンロードできます。）と母子健康手帳の表紙の写し（妊娠中の方のみ）を提出してください。

問合せ あそびの広場向陽台（電話番号：370-0106）

4 あそびの広場事業（地域子育て支援拠点事業）

親子で一緒に楽しく遊べるように、いろいろな遊具をそろえています。子育て親子の交流の場としてご利用ください。子育て等で気になることや心配な事、困った事があれば、スタッフにお気軽にお尋ねください。

【あそびの広場向陽台】

曜日 月曜日～土曜日 ※日曜日・祝日・年末年始は、実施しません。

時間 10時～17時 ※利用希望時間に、直接お越しください。

お食事タイム 12時～13時（持参した食事を広場で食べることができます。）

対象 0歳児～未就学児

スポットタイム 月ごとに色々な歌と手遊びを楽しみます。

イベント 実施日等は、市ホームページをご確認になるかお問い合わせください。

☆つくってあそぼう ☆おしゃべりしよう ☆歳児別あつまれ♪ ☆向陽台ふたごの会 ☆離乳食講座
☆栄養相談



【出張あそびの広場 はぐはぐ】

あそびの広場のスタッフが各児童館・iプラザ・大丸地区会館・地域振興プラザに出張し、遊んだり歌ったり、お母さんたちとお話をします。子育て相談等もできます。各施設、月1回ベビー（0歳児）&マタニティの日を設けています。会場・実施日については、市ホームページをご確認になるかお問い合わせください。

問合せ あそびの広場向陽台（電話番号：370-0106）

5 利用者支援事業

あそびの広場・出張あそびの広場にて、子育て支援パートナーが子育て支援情報を提供し、子育ての相談にのります。

○どんなことを相談できるの？

離乳食について、トイレトレーニングについて、保育園・幼稚園情報について、ただお話ししただけということでも構いません。話すことで気持ちが軽くなることもあります。どんなことでもお気軽にお声かけください。

問合せ あそびの広場向陽台（電話番号：370-0106）

6 子育てサポーター事業

子育てサポーターは、市内で『乳幼児の子育てを支援したい』と願う方が集まったボランティア団体です。市の研修を受けた方が『子育てサポーター』となり、月に一度、児童館を訪問し、子育てを支援する活動を行います。笑顔いっぱいの子育てサポーターと、みんなで一緒に遊みましょう！！

○活動内容

- ・簡単に楽しめる手遊びや絵本の読み聞かせ、パネルシアターや体操を親子一緒に楽しめます。
- ・子育て中の保護者の悩みを傾聴し、息抜きの日となるよう活動します。

○活動実施日・活動時間

地域の児童館及びiプラザでの実施日を、市ホームページの「子育てサポーターと遊ぼう」や広報いなぎ（2か月に1回）に掲載しています。

○『子育てサポーター』になりたい！という方

毎年、6月頃に子育てサポーター養成講座を開講しています。

問合せ あそびの広場向陽台（電話番号：370-0106）

□ホームページ

稲城市子ども家庭支援センター

URL https://www.city.inagi.tokyo.jp/kosodate/kodomoshien_center/

あそびの広場向陽台

URL <https://www.city.inagi.tokyo.jp/kosodate/asobi/>

子育てに役立つ情報、地域のイベント情報等を掲載しています。

Ⅸ よくある質問

認可保育所等の入所申込み・利用について

Q 1 申込書類は、毎月提出する必要がありますか。

A 1 申込みは1度提出されると年度中有効ですので、毎月提出する必要はありません。

Q 2 育児休業中でも利用は可能ですか。

A 2 育児対象児は利用できませんが、育児対象児の上の子は、既に保育所を利用している場合のみ継続して利用可能です。ただし、新規に申込みをする場合は、入所月中に復職できないと退所となります。

Q 3 求職中でも申込みは可能ですか。

A 3 申込み可能です。ただし、入所月から3か月以内に就労開始できない場合は、退所となります。

Q 4 利用選考の基準は、先着順ですか。

A 4 先着順ではありません。保育所等の選考における基準指数等により優先順位（指数）の高い方から順に内定します。（提出された書類を元に、父母それぞれの指数をつけた上で、父母どちらか低い方の指数がその世帯の指数となります。）

Q 5 希望施設は、空きのある施設を上位の希望に入れたほうが入りやすいですか。

A 5 希望施設は、通いたい順番に、通える範囲内の施設をご記入ください。指数により選考していますので、空きのある施設を上位の希望にしても、選考上有利になるということはありません。

Q 6 希望施設の見学は可能ですか。

A 6 随時見学の申込みを受け付けていますので、事前に直接施設に連絡をしてください。

Q 7 残業が多い場合、出張が多い場合は、何か提出する書類はありますか。

A 7 選考は雇用契約の勤務時間で判断しますので、残業や出張があっても選考上優劣はつきません。したがって、追加で提出する書類はありません。

Q 8 申込み時点と入所希望月の時点とで、就労先が違う（転職する）場合の提出書類は何ですか。

A 8 申込み時点の就労証明書と入所希望月の時点の就労証明書（内定）の両方を提出してください。申込み後に転職をする場合は、申込み時に提出した就労証明書の就労時間（週の就労時間）と同等以上であることが必要です。就労時間数が減った場合は、選考に影響が生じるため、内定取消しとなります。

Q 9 派遣社員等で入所希望月の就労先が不明（契約更新予定）の場合の提出書類は何ですか。

A 9 派遣社員で派遣元は変わらないが派遣先が未定で就労証明書（内定）の提出ができない場合は、現在の派遣先の就労証明書を提出してください。ただし、実際の入所日時点の派遣先は、現在の派遣先より就労時間（週の就労時間）が短くならないようにしてください。短くなってしまった場合は、内定取消しとなります。また、契約更新する予定の場合は、通常通り現在の就労証明書を提出してください。契約更新できなかった場合は、内定取消しとなります。

Q 10 申込み後に家庭状況が変わりましたが、届出は必要ですか。

A 10 必要です。家庭状況が変わった場合は、家庭状況変更届と必要な添付書類を提出してください。特に、選考に関わる就労状況等が変更となった場合は、至急ご連絡の上、必要書類を提出してください。内定後に変更していたことが判明した場合は、内定取消しとなる場合があります。

Q 11 委託を受けて事業を実施している場合（内職を含む。）の提出書類は何ですか。

A 11 自営業と同様の書類を提出してください。

Q 12 利用希望施設等、申込み内容を変更したいです。どうすればいいですか。

A 12 保育所・保育ママ等利用申込内容変更申請書と必要な添付書類の提出が必要です。各申込受付期限（表紙ページ）までに提出してください。

Q 13 認可外保育所に通っていますが、施設に「保育受託証明書」を書いてもらえません。

A 13 保育受託証明書の代わりに、施設との契約書のコピーを提出してください。お子さんの氏名・保育施設名・利用開始日・利用期間・利用時間・利用料金のわかるページをコピーして提出してください。

転園申込みについて

Q 14 市内転居により通っている認可保育所が遠くなりました。別の認可保育所に移ることはできますか。

A 14 引っ越し、転勤等の理由で市内認可保育所を移りたい場合は、保育所・保育ママ等転園申込書を提出してください。新規申込みの場合と同等に選考を行います。

Q 15 転園申込みをした場合は、現在在籍している園は退所になるのですか。

A 15 申込時点ですぐには退所になりません。現在在籍している園に通いながら、転園申込みを続けることができます。ただし、転園が内定した場合は、内定辞退はできず、転園月には現在在籍している園は退所となります。

他市への転出・他市からの転入の場合

Q16 稲城市への転入・他市への転出を予定している場合は、利用申込みはどうすれば良いですか。

A16 P10をご確認ください。また、他市への転出を予定している場合は、他市の利用申込みに必要な提出書類及び提出期限を確認してください。

Q17 稲城市に転入予定です。転入後も現在通っている認可保育所に引き続き通うことはできますか。

A17 現在通っている認可保育所のある区市町村で、転入後も引き続き利用が可能かどうかご確認ください。利用が可能である場合は、稲城市に転入後、申込手続きが必要となりますので、必ず子育て支援課の窓口までお越しください。

Q18 稲城市から転出する予定です。転入後も現在通っている認可保育所に通うことはできますか。

A18 稲城市から転出する時期が決まりましたら、通っている認可保育所及び稲城市子育て支援課まで申し出て、継続利用についてご相談ください。ただし、転出による「退所届」の提出は必要です。

稲城市から転出後、転出先の区市町村で転入の手続きを済ませた後、必ずその区市町村の保育所入所担当部署で現在通っている認可保育所に継続して通うための手続きをしてください。

保育料について

Q19 里帰り出産をしたいので、認可保育所をお休みします。休んでいる間の保育料はかかりますか。

A19 かかります。保育料が免除されるのは、保育所に通っているお子さま自身の病気・ケガで1か月以上休所する場合のみになりますので、里帰り出産は免除の対象になりません。また、保育所を休所できる期間は、里帰り出産の場合は3か月が限度になりますので、それ以上となる場合は退所となります。
※里帰り出産は保育料減免対象にはならないため、市に対し休所の手続きを行う必要はありません。

その他

Q20 募集人数は、申込前に公表されますか。

A20 募集人数は選考直前で確定するため、申込前に公表はできませんが、前月の空き状況は市ホームページにて公表しています。ただし、その数がそのまま次の選考人数となるわけではなく、その後の急な定員変更、入所、退所等により増減することもありますので、ご注意ください。

Q21 認可保育所と認証保育所の違いについて教えてください。

A21 認可保育所とは、部屋の面積、定員、保育士の人数等、都道府県の条例で定める認可保育所としての基準（国の基準に基づき規定）を満たしている施設です。認証保育所は、認可保育所に準じ、東京都が要綱で独自に定めた基準を満たす認可外保育施設の種類です。認可保育所の申込みは子育て支援課で受け付けますが、認証保育所は各施設への申込み・契約となります。

Q22 幼稚園と認可保育所の違いについて教えてください。

A22 幼稚園は学校教育施設で、教育を主な目的として各施設が選考していますが、認可保育所は児童福祉施設であり、保護者に代わって乳幼児を保育することを主な目的とし、市が利用調整しています。よって、認可保育所の利用は、保護者の仕事、病気、出産、介護等により日中お子さんの保育ができない場合に限定されます。

Q23 認可保育所を利用していますが、途中で仕事を辞めた場合は、引き続き利用できますか。

A23 退職後、家庭での保育が可能となった場合は、原則として退所していただきます。ただし、退職後、求職活動をする場合は、3か月以内に保育認定要件を満たす時間（週3日以上かつ週12時間以上）の就労を開始すれば、継続利用ができます（就労証明書の提出が必要です）。

Q24 施設に対する苦情があるが言いにくい場合は、どうしたらよいですか。

A24 施設内や施設の重要事項説明書に示されている第三者委員会の連絡先に連絡する方法があります。

Q25 このしおりは年度内に更新されるのですか。

A25 基本的には年に1度発行します。それ以外の時期に更新する場合は、ホームページ版を更新します。

Q26 施設において保育の質は確保されていますか。

A26 法令の基準を満たしているかを東京都と稲城市が検査しています（家庭的保育事業は市のみ、認可外保育施設は都のみが検査）。

Q27 市は、どのような待機児童対策を実施していますか。

A27 学識経験者、保護者の代表、教育・保育施設の代表者から構成された稲城市子ども・子育て会議において、教育・保育の需要を見込んだ稲城市子ども・子育て支援事業計画を策定し、これらに沿って保育施設の整備等の保育定員の確保や保育事業の充実を進めています。



- 認可保育所
- 家庭的保育事業（保育ママ）
- 認定こども園
- ★東京都認証保育所
- ❖企業主導型保育事業
- ◆病児保育事業

① 第五保育園	⑩ 城山保育園南山	⑱ 大丸ゆうし保育園	★1 ピノキオ幼児舎稲城園
② ひらお保育園	⑪ 本郷ゆうし保育園	① 清水 明子	★2 稲城雲母保育園
③ 松葉保育園	⑫ メリーポピンズ稲城ルーム (本園)	② 上高 巨美	★3 保育ルームフェリーチェ 稲城長沼園
④ 向陽台保育園	⑬ メリーポピンズ稲城ルーム (分園)	③ 上高 有基	❖1 しいのみ保育園
⑤ 城山保育園	⑭ 稲城矢野口雲母保育園	■1 認定こども園サザンヒルズ こども園	❖2 わかば台保育所
⑥ もみの木保育園長峰	⑮ 京王キッズプラッツよみう りランド	■2 認定こども園子どもの森 (矢の口幼稚園・チャイルド'ゲーター)	◆1 病後児保育室コロボックル
⑦ 若葉台バオバブ保育園	⑯ いなぎのぞみ保育園	■3 認定こども園子どもの森 (別棟)	◆2 病児・病後児保育室ばんび
⑧ もみの木保育園若葉台	⑰ にじいろ保育園矢野口	■4 認定こども園青葉幼稚園	
⑨ 中島ゆうし保育園	⑲ しおどめ保育園稲城		

※■2～4・★・❖・◆は、地図上に記号のみ表示